



稻羽東小学校創立記念史

不惕百年

同窓会編

乃木將軍 教育勅語

朕惟フニ我カ 皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ
 我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ
 我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟
 ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修ノ業
 ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣ノ世務ヲ閑キ常ニ國
 憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ
 扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先
 ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
 斯ノ道ハ實ニ我カ 皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所
 之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服
 膺シテ成其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

源布典謹書

村：勤松杖

松原啓吉



(ときとき ふっしょくを つとめる)

各務原市長 松原啓吉氏の書



育英醜醜酬生人
 豈困於
 綏亦成晴耕雨流
 弄毫毛墨
 不惕百年既緝綴

昭和四十七年二月為百年史

古稀 松嶺書



写真説明
 教員と軍人で人生の半を酬いました。
 人間の円熟は安いようでき上りません。
 晴耕雨読の日送りで筆を持つことを楽しんで
 います。不惕百年の本ができたがって感慨無
 量であります。
 古稀(七十才)松嶺(加藤嘉雄の雅号)

発刊に際して

。明治は遠くなりにけり。百年を越えました。昔となりました。この維新の鴻業に参与せられた偉大な人物は、ひとりも生存してはいられませんが、活字によって即ち各種の著書を通じて、盛んに諸般の施設が起り、政策の基本が生まれ、そのうち最も重大な事業は、明治五年の「学制」の発布であったことがわかります。
 この学制は範を欧米諸国にとり、規模頗る雄大であって、これによって始めてわが国が教育制度を組織的に進めることができたのであります。それ以来今日まで度々の変革がありますが、その時代の要求であると共に時代にマッチした改革であることにまちがいありません。その都度、教育熱は益々普及し発達して、今日の隆盛を見るに至ったことは、実に国家のため慶賀に堪えない次第であります。

吉川英治先生は申されました。

「戦争に負ける民族は実にみじめである。奴隸的重労働にも屈せねばならない。過去の世界史がそれを物語る。」
 それなのに奇蹟とでも申しましょうか。無条件降伏をした民族が、占領政策の寛大な恩恵を受けるばかりでなく、経済援助、物資の補給を得て僅か十数年間で生れ変わったように復興再建し、四半世紀の今日では世界驚異の経済繁栄を見るに至りました。この国家が不幸を転じて繁栄に導いた源泉は、日本民族の不屈不撓の勤勉努力に因ることは世論に訴える必要はないのであります。又一面上級学校への進学率が戦後急増して、戦前とは比較になりません。全国幼稚園児の数より大学生の方が多いと聞いては教育の進展をとやかく論ずる要もありません。

わが国の教育が過去百年間に斯くも著しく進展を遂げたその源は「学制」に発しているのであるとしたならば「学制の頒布」はわが国教育行政上前古未曾有の重要事蹟であつたと言つてしかるべきでありましょう。本年はあたかもその頒布百年に相当いたしますので、中央を始め各所で之を記念するいろいろな事業が企てられて、実現しつつあるむきもあり、誠に有意義なことであります。

稲羽東小学校は学制発布の翌年創立せられ、二月十五日開校と明記された沿革誌が保存されています。この文献ともいふべき沿革誌を基として、来年の百年祭を記念する百年史編纂委員として、過去の各種事業を遂行した長老や現職の活動家にご協力をお願いして、学校関係以外の旧前宮村を各角度からながめ直した幾多の資料蒐集や調査を行ない、その編纂を了えて本書を公にすることができました。

往古の事蹟は大正四年発行の岐阜県誌・大正十二年発行の岐阜県教育五十年史によるものが多く、学校に保存されている沿革誌第一号乃至第三号から転記いたしました。も一つは昭和七・八年頃の校長加藤静雄先生を先頭に本村出身の丹羽久克・石屋良仙の両先生と私とが主体になり、奉職中の全職員で村内各種の実態調査を行った記録が遺されています。この二冊子を敢て「前宮風土記」前編後編と名づけ、古い資料を之から求めた記事がかなり多く、殊に各種団体の活動がそれであります。

「開校裏を囲んで」一家団奕の昔話を交わす時代は過去の夢であり、昔話を語り伝えるチャンスが消えてゆくとき、この百年史を繕くことによつて「温故知新」の資料を得ることができらば、編纂委員一同の欣幸とするところこれに過ぐるものではありません。

尚、緒言として添記いたします。

一、同窓会長として母校が開校百年を迎えることに思を寄せ、記念事業として小学校の沿革を集録してみたいという極簡単な考に端を発し、そのバックになる旧前宮村を語り、その中で活動した人と問題をとりあげたらと、だんだん範圍を拡張するうちに第十一編となり、附録までつく大部な冊子となりました。

一、昨年十二月から本年三月まで概ね百日を執筆に充てましたが、漸次筆を進めるに随つて資料の不備に遭遇し、長老を訪ねたり、県立図書館に行つたりしましたが、まだまだ調査研究が不十分であることを愧じ入っています。

一、教員職を引退いたしました、十六年になりますから文字との因縁が遠のいています。勿論学者ではありません。従いまして、当用漢字と旧漢字との区別、かなつかい、送りがな等わからぬままに、書きむさぶつた泥くさい拙文で、然も文語体と口語体が入り交つていることをも、お許しを願います。

失礼ないいかたですが誌面の文士大部分が、明治大正昭和の初期に、小学校の課程のみを卒えて、夫々の実業に専念された方々であり、無理やり原稿用紙をおしあてがつて寄稿していただきましたから、その度胸を推賞してあげたいのであります。だから加筆や訂正は遠慮いたしました。原文そのままを活字にしました。

一、恩師の現住所を調べるには、一苦労いたしました。本校にある履歴書は古いので、その後の御転任がさっぱり不明であり、女先生は結婚等で生死の状況もわかりません。だんだんと尋ね出して一応のご通信はいたしました。が、宛先不明、転居先不明等の附箋つきで返戻されたのが相当数にのびりました。ありがたいのは私と期を同じうして奉職した先生方から多数のご寄稿をいただいたことであります。遠藤・安田・川本（平井）・遠藤卓朗・坂井（後に校長）・鈴木・山幡等の諸先生、女先生では丹羽（遠藤）・山口（岩田）・奥村（岩田）・平光・国定・平光（松永）等の奥様がた。戦後派では牧田・加藤・永繩の校長先生・柴田（横山）・森さんがたの女先生。戦争中の七・八

年間は防空と食糧増産にあけられされたのでしよう。何も記事がございません。惨状推して知るべしと推察いたします。半世紀も前のご記憶を呼び起して御寄稿くださいました先生、ほんとうにありがとうございます。深く謝意を表します。

一、卒業生のご寄稿は校外外に活躍中の人が多数を占めました。望郷の念に燃えたと申しあげてよろしいでしょう。そうあるべきです。百名以上に及ぶのではないかと予想いたしておりましたが、ご多忙な日々で、心には懸けていたが書けないうちに期限切れで残念だったとお断りのお手紙をいただいた方も大勢ございました。卒業生各位のご多幸をお祈りし、心から敬意を表します。

私は第二次世界大戦に従軍いたしました。戦場における将兵の心裡状態は、色々の原因によって、多少の差異のあることは勿論であります。いざ戦場に立つて弾丸が飛び出すと、家郷・肉親・私利・私欲の一切を忘れ、上下の信頼、左右の戦友愛に結ばれて、身命を賭し、任務に邁進したのであります。そして幾百万の軍士は一寸の差、一刻の違いによって、厳粛な死と生との一線を画され、幽明界を異にして今日に至っています。

私は中国大陸の戦線で受傷、新聞に戦死を報道され、南洋の海では水葬の告別にあい、九死に一生を得て今日古稀の齡を享けています。余世を社会に貢献したい気持ちで百年史の編纂に取り組んだのでございます。

ご寄稿の皆さまが、好意をもってご賛助くださいましたことを厚く感謝申しあげ、も一つには同級生の竹馬の友岩井肇君が現在日本大学の教授であり、著述の経験も豊富であるから、「ナン」「ウン」で心易くご指導いただいたことをご披露申しあげて、発刊に際してのご挨拶といたします。

昭和四十七年四月

編纂委員長 加藤 嘉雄 識

稲羽東小学校の百年史によせて

各務原市長 松原 啓吉

わが国の学校教育は、明治初年、国家発展の原動力として、時代に先んじて推し進められてきました。

その結果、教育の全国的な普及と一般的な水準の高さにおいては、わが国は先進国の中でも高い地位を占めています。

稲羽東小学校は学制施行間もない明治六年二月十五日に開校せられた古い歴史と伝統をもった学校であります。昭和四十八年二月十五日で、ちょうど開校満一〇〇年を迎えられるわけですが、ここに同窓会の発起で、記念事業として百年史を編纂されますことは、誠に意義深く、ご同慶に堪えません。

ひと口に百年とは申しますが、この間、直接子弟の教育にたずさわられた先生がたや、子供の為学校のためにと尽され協力された保護者のかたがた、更にこの学校で

学ばれた数多くの同窓生の皆さんの努力の積み重ねが、今日脈脈と生きていることは、すばらしい限りであります。

各務原市も市制施行十週年を迎えようとしていますが、人口も年々増加の一途をたどり、遂に八万人を越えるまでにいたしました。市といたしましても、この間、教育行政については最重点の一つとして鋭意努力してまいりました。稲羽東小学校におきましても、校舎の改築を実施し、現在では鉄筋三階建の立派な校舎ができてあがっております。

前渡不動山麓の歴史的な由緒の地に、しかも南に木曾川の清流があり北に荒井山・長平山の緑を眺め、西には濃尾用水の両側にひろがる田園を望むという恵まれた環境の中で、稲羽東小学校の教育が百年というどっしりと根をおろした大木の上に続けられてゆくことでしよう。

ここに百年史の発刊にあたり、益々のご発展を祈念して、お祝いの詞といたします。

昭和四十七年三月

創立百年史発刊を祝す

各務原市教育長 水口 一也

稲羽東小学校が創立百周年を迎え、ここにその記念史が発刊されるにあたり、本校の輝やかしい歴史とその進展に対して、心からお祝いを申しあげます。

想えば百年前の明治の初年、私達の先達は歴史の一大変革期にさいし「邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん」と、学制公布の英断を下し新しい日本発展への扉を開きました。

これに呼応して、稲羽東校下の地区でもいち早く、明治六年には不惕小学校の創設にふみきられたのであります。

以来星霜百年、校下地区の発展と相まって本校も、学校職員、児童ならびに校下各位の終始変らない教育への情熱と、積極的なご努力により年々発展の一端をたどり今日の、輝やかしい百年の歴史ある伝統をきづきあげら

れたのであります。

昭和四十六年三月、校下民待望の鉄筋の新校舎に改築されて落成いたしました。広大な運動場、それに各種の特別教室も完備しその面目を一新いたしました。特に落成記念事業として特別なご配慮もあつて、放送施設も完備し、県下有数の近代的施設の整った学校として出発いたしましたのであります。

ここに学校児童の幸福はいかばかりか、新しい時代に即した教育の成果は期して待つべきものがあります。各位の教育への熱意とご協力に心から敬意を表したいと思います。

たまたま、校舎建設促進委員会主催の落成祝賀式にご招待いただきましたとき、加藤嘉雄氏から教育百年史の話をききました。私もこの意義深い教育百年にあたり、全市的にも教育百年の歩みを記録に残したいと思っておりましたので、その趣旨には大いに賛意を表したのであります。

しかし、その事業には記録の蒐集その他いろいろな困難もあり容易な仕事ではありません。果たしてその実現

が出来るかと思っておりました。

が、やがて編集委員会も発足し遂にその百年史の発刊の運びになりました事は誠に意義深く編集担当の皆さんの御苦労と御努力に深い敬意を表しております。

今日、教育界は第三の教育改革の第一年を迎えんとしております。

「矢熊の麓にたんたんと、学びの庭のあるところ、木曾の流れともろともに、文化のおしえ身にあげて、清くおいたつ友と友、自立の道をおさめつつ、ともにはげみて名をあげん」。

校歌にうたわれている言葉ですが、このことばの意味するところ、今後さらさら永い歴史ある伝統をうけつがれ、未来社会に生きる人間教育の学園として、いちだんの発展をお祈りして心からお祝いのことばといたします。

昭和四十七年二月十一日



目

次

発刊に際して
稲羽東小学校の百年史によせて
創立百年史発刊を祝す

加藤嘉雄
松原啓吉
水口一也

第一編

教育通史

日本を築いた教育の百年……………加藤嘉雄・1
教育通史(前編)……………加藤嘉雄・9
教育通史(後編)……………水井弘道・55

第二編

本校の沿革

歴代校長名簿……………65
恩師名簿……………67
本校の沿革(前編)……………加藤嘉雄・77
本校の沿革(後編)……………横幕信夫・113
新校舎の建築……………柴山幹夫・139
卒業生写真と名簿……………147

第三編

第四編

恩師のお便り

第五編

卒業生の声

浅野 秀雄	259	今尾 義雄	262	岩田あい子	264	岩田 照子	268
内田 ラク	272	遠藤 貞子	274	遠藤 卓朗	277	遠藤 亮一	280
加藤 龍勝	284	川島 綾子	288	国定 浜を	289	坂井 馨	291
清水 敏男	294	鈴木丈太郎	296	杉山 郁男	300	竹中 光男	302
永繩 半助	305	平井新兵衛	306	平光 花子	310	牧田芳太郎	311
松尾 松司	317	松永 房江	319	森 寿子	319	安田 猛	321
山幡 悟	324	横山かよ子	325	横山 瞭達	327		
青木 文恵	331	足立 徹	335	足立八十八	336	天野と志を	337
井川美栄子	338	磯野さかゑ	339	伊原 信夫	343	岩井 肇	344
大野 照雄	357	小川志すお	359	小椋 東子	360	加藤 嘉雄	362
亀井 かな	370	苅谷さわゑ	373	川出たまゑ	375	小島 清路	375
小山 育彦	378	小山 彦憲	381	酒井不二子	384	坂井田八重子	387
佐々木テル子	390	仙石 武雄	391	武山 秀雄	393	田中 正	397
田中松太郎	399	田中三代司	402	富樫源十郎	406	永田 静枝	407
中村 艶子	408	丹羽 卓	409	永井 吉雄	417	永井 幸一	420
永井 盛二	425	永井 隆	427	永井 孝義	429	永井 武男	433
永井 武洋	447	永井 原子	448	永井 弘道	449	永井盛三郎	452
長瀬 勤六	454	南原 紀子	456	丹羽 金司	457	丹羽 武男	460
丹羽 富男	461	丹羽 友衛	462	丹羽 弥寿彦	466	丹羽 嘉彦	466
丹羽 良一	468	日比野正範	469	古川 守一	470	堀 博美	475
松尾美直子	476	松波 新治	478	松波 文夫	479	村瀬 昭男	480
山本 里水	480						

第六編

関係学校

前宮農業補習学校	丹羽 久義	483
青年訓練所後に青年学校	日比野 静夫	487
前宮中学校	田中 桂	492

第七編

教育関係機関

同窓会	永井 良一	499
PTAのあゆみ	山本 里水	507
前宮保育所	丹羽 多津子	511

第八編

各種団体

前宮青年団	古川 守一	517
三十五年前の青年団活動	小沢 均一	528
処女会の概要	石屋 良仙	529

農友会	丹羽一郎	610
川出しのいも	水井盛三郎	611
稲羽東農業協同組合	松波民市	614
前宮織物工業協同組合	後藤新平	617
養蚕	田中松太郎	623
通俗天気予知法	田中松太郎	625
養蚕を語る	加藤嘉雄	627
畜産	村上梧楼	631
養豚	日比野静夫	632
水産	足立輝男	636
揚水用水(西区)	加藤嘉雄	639
灌漑用水(東区)	日比野静夫	641
羽島用水と土地改良	永井行正	642
簡易水道(西)	田中松太郎	644
簡易水道(東)	丹羽一郎	647
市水道	永井武男	648
終戦直後		
戦禍	皆川総平	655
大東亜戦争戦没者名簿	大沢光子	663
物資の窮乏	足立勘二	669

共に歩んだ女子青年団	菊谷さ江	532
婦人会	中村艶子	535
帝国在郷軍人会前宮村分会	倉知芳逸	539
前宮村少年団	加藤嘉雄	552
少年野球のはじまり	永井行正	555
少年野球中期	尾関正夫	556
野球スポーツ少年団	山本里水	561
女子スポーツ少年団	長瀬海信	566
前宮仏教日曜学校	武山秀雄	568
報徳会	武山秀雄	570
私の村の消防団	小野木明	572
村から市へ		
前宮村の沿革	丹羽民栄	579
稲羽町誕生	小野木三己	581
各務原市の生いたち	永井武男	586
産業		
前宮村の交通と通信	田中桂	599
村農会	丹羽一郎	603

第一編
教育通史

附 録

あ と が き

戦後の食糧事情……………	富 樫 源 十 郎	674
鹿ノ子山の開墾……………	松 波 久 夫	680
4Hクラブとその後……………	佐 々 木 保 夫	681
終戦直後の青年団……………	尾 関 正 夫	682
老人クラブ……………	水 野 元 由	686
校下の大企業……………	加 藤 嘉 雄	688
愛 岐 大 橋……………	加 藤 嘉 雄	693
前宮村の風俗習慣……………	武 山 秀 雄	699
方言と伝説……………	丹 羽 久 義	703
神社と仏閣……………	富 樫 心 行	708
宝林寺と私と前宮村……………	石 屋 良 仙	716
前渡不動山……………	富 樫 心 行	723
古 墳……………	加 藤 嘉 雄	727
西洞山三井延命地藏尊の由来……………	小 島 良 一	730
木曾川のあばれ……………	加 藤 嘉 雄	731
各務原の今昔……………	加 藤 嘉 雄	735
同窓会役員名簿……………		759
編纂委員名簿……………		760
編纂委員長の労苦と功績を憶う……………	岩 井 肇	761
編纂を終えて……………	加 藤 嘉 雄	765

師範學校編輯 第二

小學讀本

明治七年 八月改正 文部省刊行

小學讀本卷之二

田中義廉 編輯
那珂通高 訂正

第一
此女兒ハ人形ヲ持テ
久○汝も人形ヲ好む
久○我も其こゝを好
めん○此男兒も人形
ヲ持テ久や○吾男兒
ハ人形ヲ持テ久し



明治七年版 小学讀本（見返しと本文一頁） 加藤嘉雄氏（蔵）提供

第一編 教育史

岐阜縣平氏

丹羽廣吉

下等小學第八級卒業候事

第一文部省區岐阜縣管内

第十番中學校區各務郡前渡村

明治九年 三月廿一日 不暢學校

丹羽

岐阜縣 平氏

丹羽廣吉



下等小學第七級卒業候事

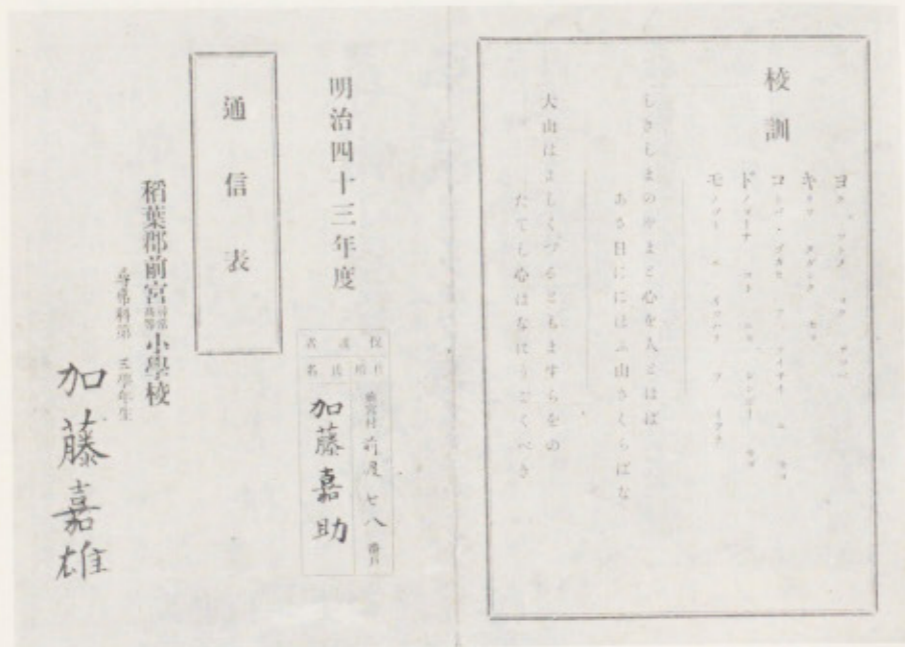
第一文部省區岐阜縣管内

第十番中學校區各務郡前渡村

明治九年 十月廿二日

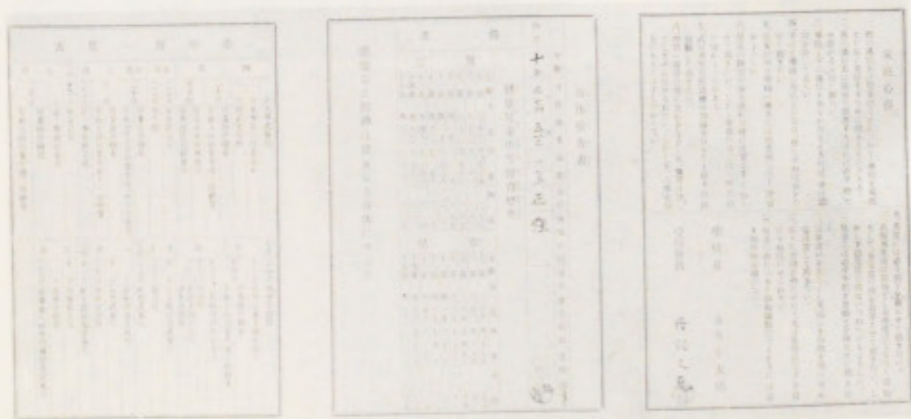
丹羽

不暢學校



明治時代の通信表

(加藤嘉雄氏提供)



校訓
ヨクツトメ ヨクアソベ
キリツタダシクセヨ
コトバツカヒヲテイネイニセヨ
ドノヤウナコトモ シンバウセヨ
モノゴトニイツハリヲイフナ

校訓



旧校旗(前宮)



新校旗(稲羽東)

校歌

作詞 小野本紋一
作曲 河野信一

一 矢熊の小島と
学びの庭の
われらがあつたつと
智徳をみかく 稲羽東校

二 本曾の流れと
夜ごと目ごと
文化の教を
情くおいたつ
身にあひて
友と友

三 春は桜の
自立の道を
秋はもみぢの
共にはげみ

たんたん
あつとあつ
つとあつと
ちろとちろ
かわりゆく
身にあひて
友と友

花かけに
おそあつ
もくとより
名をあけん

卒業證書

岐阜縣字氏

加藤嘉雄

明治三十四年十一月二日

尋常小學校教科 卒業セシコトヲ證ス

大正三年三月二十六日

岐阜縣岐阜郡前宮村前宮尋常小學校校長 草本 節

第五六八號

賞状

尋常科第四學年

品行方正

學力優等

業務勤勉

加藤きぬゑ

頭書事由依り一等賞

授與ス

明治二十三年三月二十六日

岐阜縣岐阜郡前宮村前宮尋常小學校

賞状

尋常科第六學年

席皆勤 加藤きぬゑ

頭書事由依り四等賞

授與ス

明治十五年三月二十六日

岐阜縣岐阜郡前宮村前宮尋常小學校

編纂委員長

加藤嘉雄

日本を築いた教育の百年

「教育は百年の大計」

というが、今年（昭和四十七年）は、明治五年始めて新しい学制がしかれてから、ちょうど百年にあたります。本校は明治六年の開校ですから米年が百年になります。百年史の発行を百年記念日といたしましたのも、ここに所以があるわけでありませぬ。

さて教育の結果は、その教育を受けた世代が成長し、やがて時代のない手として活躍する十数年以後になって初めてその実をあげるものであります。それだけ教育に対する計画は慎重であり真剣でなければなりません。

鎖国の日本が経済的、軍事的外圧のもとに、植民地化されようとした危機に直面し、一刻も早く富国強兵によって近代化していかなければならなかったとき、明治の先覚者は欧米先進国を手本としてこの緊急の課題にこた

の書状
時代の証
治業賞
明卒と

(加藤嘉雄氏提供)

えようとなりました。教育の内容については、イギリスやアメリカの実利主義を、制度はフランスの中央集権的な行き方を学んだのであります。

「邑（むら）に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期」した学制の精神は、明治末年には早くも就学率一〇〇割近くとなって、文盲撲滅の実をあげました。百年後の今日は、義務教育九年を終えて高等学校進学者が八五割を越え、大学生人口は幼稚園児を上回るというように、高等教育はすばらしく普及しています。私の小学校卒業頃（大正初期）で中等学校へ進む者は（三）五割）この教育の発展をバックボーンに、日本は見事近代化に成功し、アジア先進国として工業国家、いわゆる経済大国を形成するに至ったのであります。

このような百年の教育の功績、明治以後の先人の努力に対して、敬意を表することにやぶさかであつてはなりません。一面世界の潮流人道主義的なナショナルリズムの教育がどのような日本人を形成したか、どのような傾向に導いたかについて、反省してみる必要があります。う。教育百年に対する回顧と反省をふまえ、今後の百年

の大計をたてなければならぬと思つてあります。

国際的感覚を育てよ

そこでまず強調しなければならないのは、国際感覚をもつた日本人をつくらなければならないということです。過去の日本人は、時には不当に欧米に心酔してこれを美化し賛美し、時にはナショナリズムのもと不当にこれを軽視し敵視して、独善的なうぬぼれに陥つてきた。外国に対してこのような極端な二つの態度をとつてきた歴史的反省から、今後の日本人は、もつと外国を正しく理解し、そのすぐれた点と劣っている点を知ることができるようなおとにまで、成長しなければならぬのであります。

つねに“自己啓発”を

第二に強調しなければならないことは生涯教育、生涯学習の必要ということであり、過去の日本人は、教

育といえは学校教育と解する傾向が強く、学校教育を立身出世のための手段と考へてきました。しかし日進月歩の著しい現代、とくに将来においてはこのようなことは許されない。会社においても指導者は常に、自己啓発を迫られるし、医師も教師もその専門職の新しい発展に應ずるだけの学習が、生涯必要になってきました。このような観点から、教育の体系も幼時から老人に至るまで、家庭教育、幼児教育、学校教育、社会教育を通じてもつと総合的、体系的にそのあり方が検討されなければなりません。とくにレジャーの活用、リクリエーションのあり方などについて、いかに人間性をつちかうようなものにするか、工夫を重ねる必要があるのではありませんか。

社会連帯意識を養え

第三に、コンピュター時代にはいり、都市化現象、工業化現象によって今日いよ／＼激化する人間性の疎外現象、カギツ子、肥満児などに対して、これを守るこ

への教育的配慮が強調されなければならない。さらに公害問題に対して、これを防禦する社会連帯意識の養成、機械化に伴う人間の創造性や情操性の喪失に対する考慮など、今後の教育百年を旨として志向しなければならぬ多くの問題があるといわなければならないのであります。

変革

明治 近代学校制度の始まり

明治五年(一八七二) 太政官布告

邑(むら)に不学の戸なく家に不学の人なからしめんことを期す………実学の思想を示した。

東京に師範学校設立

学制の発布

フランスの教育制度を模範にして、学齢期は満六才より十四才、全国に五万余の小、中、大学をつくる計画だったが、思うように進まな

かった。

明治六年二月十五日、不悞小学校(前宮小学校)

設立。

明治七年(一八七四)

小学教員の免許制

明治十二年(一八七九)

学制廃止と教育令の制定

学制の画一主義、教育の押し売りに対する批判から「教育は自由である」との教育令が制定された。

定された。

明治十三年(一八八〇) 教育令の改正

自由主義が消え、道徳を重視。

明治十六年(一八八三)

文部省が小学修身書をつくる。

「孝ハ徳ノ本ナリ」

教育制度の確立

明治十八年(一八八五)

内閣制度が発足、初代文相に森有礼

明治十九年(一八八六) 帝国大学令公布

東京大学を帝国大学に改め、大学院を設置。
小学校令、中学校令、師範学校令の公布
小学校は尋常、高等の二科、修業四年
中学校は尋常（五年）高等（二年）
教育制度の基礎は確立したが、国家主義的な色彩が強かった。
教科書検定制度が成立

「小学修身経」巻一は
てんしさをたふとむべし
くのためにみをもわすれよ

国家主義的教育へ

明治二十二年（一八八九） 森文相暗殺される
明治二十三年（一八九〇） 教育勅語発布
このあと、五十数年にわたる教育の根本精神となった。
明治二十六年（一八九三） 紀元節や天長節の式歌できる。
実業学校制度の確立
明治二十七年（一八九四） 高等学校令公布

高等中学校が高等学校へ
明治三十年（一八九七） 帝国大学を東京帝国大学と改称、京都帝国大学の新設
「末は博士か大臣か」
このころ幻灯が流行、視聴覚教育のあけぼの。

国定教科書時代始まる

明治三十三年（一九〇〇） 小学校令の改正
義務教育四年制、授業料は無償。
「金太郎、桃太郎、うさぎとかめなどの唱歌集ができる。」
明治三十七年（一九〇四） 小学校教科書の国定制度実施（第一期）
一年の国語
「イエ」 「スシ」
ワシントン、リンカーンなど外国人も多く
個人主義を重視。

明治四十年（一九〇七） 小学校令を改正、尋常小学校を六年に改め、義務化。
明治四十三年（一九一〇） 小学校教科書の修正実施（第二期）
一年の国語
「ハタ」 「タコ」 「コマ」
一期の個人主義を改め、忠君愛国、家族、国家、倫理を強調。
木口小平、水兵の母、乃木大将、広瀬中佐、山内一豊の妻（以上国語）などの話が多い。

大正

自由主義教育の芽ばえ
大正七年（一九一八） 小学校教科書の修正実施（第三期）
一年の国語
「ハナ」 「ハト」 「マメ」 「マス」
アメリカだより、ヨーロッパの旅、など国際協調主義が強調された。
東京女子大設立

昭和

国家主義教育時代
昭和八年（一九三三） 小学校教科書の修正実施（第四期）
一年の国語
「サイタサイタサクラガサイタ」
「ススメススメヘイタイススメ」
忠君愛国思想を強化。
昭和十年（一九三五） 青年学校令を公布
昭和十一年（一九三六） 義務教育を二年延長
昭和十三年（一九三八） 青年学校義務制となる
昭和十六年（一九四一） 国民学校令公布

明治以来親しまれた小学校の名が消え、国民学校になった。

教科書の第五期修正。

昭和十七年（一九四二） 学徒動員令

中等学校以上の学徒動員。

大学、高校の卒業を九月に繰りあげ。

昭和十八年（一九四三） 学徒出陣。

昭和十九年（一九四四） 学童疎開始まる。

国民学校三年以上六年までの疎故先のない児童を集団疎開。全国で四十五万人。

昭和二十年（一九四五） 決戦教育措置要綱の決定。

国民学校の初等科を除き、授業を一年間停止。

戦事教育令

教育はその機能を失った。

民主主義の起こり

昭和二十年（一九四五） 墨で消した教科書で授業開始。

業開始。

GHQが「占領軍の教育目標と政策」を指令。

軍国主義、国家主義思想の除去へ。

修身、地理、歴史の授業停止。

昭和二十一年（一九四六） 第一次米国教育使節団の来日。

中央統制の排除、地方住民の教育行政への参加、男女共学の実施などを勧告。

文部省が新教育方針を配布

昭和二十二年（一九四七） 教育基本法、学校教育法の公布。

「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求し」

六・三制の新学制発足。

社会科の誕生、ローマ字学習、男女の家庭科学習始まる。

昭和二十三年（一九四八） 教育委員の選挙、住民の教育参加がスタート。

昭和二十四年（一九四九） 検定教科書の使用開始。

授が勝訴

昭和四十六年（一九七二） 中教審第三の教育改革を發表

昭和四十四年（一九六九）

昭和四十五年（一九七〇）

昭和四十六年（一九七二）

昭和二十五年（一九五〇） 第二次米国教育視察団来日。

道徳教育の重要性を勧告

昭和二十六年（一九五一） 文部省が道徳教育の手引をつくる。

日教組が教師の倫理要綱を發表

一、教師は労働者である。

一、教師は団結する……………。

新教育の転換

昭和二十九年（一九五四） 教育二法成立

地方公務員の政治行為を禁止。

昭和三十一年（一九五六） 地方教育行政組織および運営に関する法律。

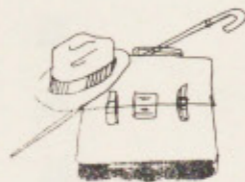
教育委員を任命制に切り替え。

昭和三十二年（一九五七） 勤評問題起こる。

昭和四十一年（一九六六） 「期待される人間像」ができる。

昭和四十三年（一九六八） 大学紛争激化。

昭和四十五年（一九七〇） 教科書裁判で家永教



教育通史(前編)

明治初年より太平洋戦争終戦まで

(文責 加藤 嘉雄)

第一期 学制頒布以前
第一節 明治の新政と教育

慶応三年十月十四日、征夷大将軍徳川慶喜、大政奉還の奏議を上り、翌十五日、朝廷に於ては之を嘉納し給い、尔来急転直下、時勢は一変して、封建政治は終焉を告げ、新政の曙光は茲に燦然として輝き初めた。政治組織の変更に共に、恰も当時澎湃として侵入してきた欧米の風潮の影響を受け、諸般の文物制度は尽く一変し、教育の如きも全く面目を改めるに至った。

明治元年三月十四日、明治天皇は紫宸殿に出御し給い、公卿諸侯を率いて五事を天地神祇に誓わせられ、国是として群臣に宣し給うた。所謂五箇条の御誓文が是である。中に「智識を世界に求め大いに皇基を振起すべし。」又「旧来の陋習を破り天地の公道に基くべし。」とある。この五箇条の御誓文は明治新政の綱領であつて、教育の根本方針も亦自ら此の中に含まれて居り、明治以後の教育制度は悉くこの国是によつて定められたものである。五箇条の御誓文は当時の国民思想を代表的に言明せら

れたもので、積極的には西洋の文物・制度を採用して新組織を樹立させ、消極的には政治上・社会上に於ける旧制の改革を促し、以て国運の長足なる発達を期する動機となつた。教育界も亦欧米諸国の新思想を輸入し、新制度を採用して、次第にその面目を一新するに至つた。そこで實際上において、我が教育制度に大改革を与えたものは、明治五年の「学制」である。「学制」頒布以前においては、まだまだ諸般の施設が其の緒に就かず、統一的な教育制度を実施することができなかった。此の時期の教育は大体に於て旧幕時代の諸藩並に私塾寺小屋のそれを継承した不統一の状態にあつた。以下項を分けてその教育の大意を述べよう。

御誓文

- 一、広く会議を興し万機公論に決すべし。
- 一、上下心を一にして盛に経論を行ふべし。
- 一、官武一途庶民に至るまで各々其志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す。
- 一、旧来の陋習を破り天地の公道に基くべし。
- 一、智識を世界に求め大いに皇基を振起すべし。

第二節 諸藩の教育

明治二年六月、二百有余の諸藩は悉く版籍を奉還したが、それから同四年七月に廢藩置縣の行われるまで、實質上に於ては、なお封建制の旧態を存し、地方の教育は各知藩事の権能によつて区々に行われて居た。学制頒布以前における地方の教育は、まだ統一されたものが無かつたのである。

旧幕時代美濃国には大垣(戸田氏十萬石)郡上(青山氏四萬八千石)加納(永井氏三萬二千石)高須(松平氏三萬石)今尾(竹腰氏三萬石)岩村(松平氏三萬石)苗木(遠山氏一萬石)野村(戸田氏一萬三千石)高富(本莊氏一萬石)の九藩と外に幕府直轄地並に旗本領があり、飛騨は高山代官所の支配地であつた。明治維新後諸藩の中においても、資力あるものは、欧米諸国の制度を参照して、新に学校を起し、又は旧学校に大改革を行つて、藩士の子弟に新知識を授けた。次に藩立学校の主要なるものを挙げて、その教育状況を述べよう。

大垣藩学校(敬教室) 天保八年藩主戸田氏庸、儒学を

を行つた。又春秋二季には釈奠の式を行ない、藩主親ら之を拜し、講官以下全子弟に拜礼させた。以上が当時の藩学校の制である。

越えて慶応元年二月在来の素読寮・算術寮の外に習書寮を建てたが、同三年大いに諸規則を改正して、素読寮・習書寮・寄宿寮・改心寮・医学寮・洋学寮を設け、又監督・督学・參謀・學監・講官・準講官・句読師・副句読師等の職制を定め、他国子弟の入学をも許した。

明治維新の際、一層規模を大にし、文武の二校を置いて、改めて藩学校と称した。生徒は先づ文学校に入學させ、四年以上の勤学を経たものは武学校に入るを許した。文学校の諸寮は左の通りである。

講習寮・句読寮・習書寮・数学寮・医学寮・責過寮
其の学科は左の通りである。

和学・漢学・洋学(英・独・仏) 医学(漢・洋) 算術(珠算・筆算) 筆道

武学校は教場を分けて八局とした。

兵学局・洋学局・化学局・測量局・砲術局・馬術局
擊劍局・拳搏局

尊崇し、始めて学校を設立して、諸臣の子弟を入學させ、名づけて致道館といい、後敬教室と改めた。安政の末規模を拡張して、名を学館と改め、講堂・学寮を増築し、又新に聖廟を建てて大成殿と名づけた。当時の藩学校の教科は漢学が主であつた。一例としてこの学校の内容を示そう。この学校で課したのは経・史・文章・国史の類で教科用書は左の通りである。

イ、経書 四書・五経・十三経等の類
ロ、歴史 左傳・国語・史記・漢書・資治通鑑・通鑑綱目・綱鑑易知録・杜氏通典・二十一史の類
ハ、文章 文章軌範・八大家文読本・韓柳文・文体明弁の類

ニ、国史 大日本史・日本外史・古事記・旧事記・類聚国史・日本書記の類

授業の方法には素読・講義・輪読・輪講・講釈等があり、授業の順序は先づ四書五経の句読から始め古文・文選等を習熟すれば小学・近思録等を講じ、次いで四書を講読せしめ、かたわら歴史の輪講をなし、又月次課題を定めて作業せしめ、毎月小試験を施し、歳末には大試験

其の学科は分けて左の十五科とした。

地理・究理(物理)・舎密(化学)・器械・画図・測量・兵法・築城・砲術・操法・火科・馬術・擊劍拳搏・跳躍

以上のようにその内容が如何に整頓されていたかが伺える。

後明治四年一月、文学校を南北に分校し、南校に於ては皇漢学及び習字を授け、北校においては算術及び洋学(英仏語学)を兼ね授けた。一時生徒数千五百余名に上つた。同年三月仮病院を設け、仮医学寮の事務を兼弁せしめ、西洋医学を研究させた。同年七月大垣藩が廢せられて大垣県となり、次いで大垣県が廢せられるに及んで、南北両校其の他何れも閉鎖されることになった。

郡上藩学校(潜龍館) 天明年間藩主青山幸完始めて学校を創設し、名づけて潜龍館といい、藩の子弟を必ず学校に就かせた。学科は漢学のみで、先づ孝経・小学・四書・五経・文選を授け、進んで十八史略・左伝・近思録家求の数を課し、後、日本外史を加え、更に史類、諸子にも及ぼした。慶応年間校舍を改築して、文武館と改称

し、兵学・槍劍等の諸武芸及び筆道・算法・習札等を兼ね授けた。

明治維新に際し藩主青山幸宜大いに文武を奨励し、文武館を改めて集成館と称し、医学校を設置し、又洋学をも加えたが、廃藩後学校も又自ら廃止されるのやむなきに至った。

加納藩憲章館 文政中藩主永井尚佐学事の拡張を謀り、従来の学問所を改めて憲章館と称え、子弟を奨励して学に就かした。後、文久中永井尚服が一層規模を拡張して文武を奨励し、名を文武館と改めた。学科は和漢学・算術・筆道とし、教課書としては経史の外に古事記・六国史・古今和歌集・礼義解の類を課した。維新の後には洋学をも併せ課した。生徒約二百名、廃藩置県の後廃校となり、学制頒布に際して、小学校を開設して憲章館と称した。

岩村藩知新館 元禄中藩主松平秉紀、学舎を立てて名を文武所と唱え、後、知新館と改めた。天保の末松平乗喬儒教を尊崇して、大に学事を拡張した。仍って藩の子弟は言うに及ばず、他邦の士も陸続入学を請い、頗る旺盛を極むるに至った。

漢学は朱子学と定め、孝経・小学・四書・五経・左伝

史記・国語・文章軌範・八家文七書等を教課用書とし、外に和学・算術・筆道・習札・兵学及び各種の武術を課した。生徒の数、寄宿生・通学生を合せて四百余名に上った。維新後も従来の制を踏襲して、これという改革も行われずに行った。

高須藩日新堂 享保年間藩主松平義淳始めて学校を建て、日新堂と名づけた。降って、天保三年松平義建の封を襲ぐに及び、大いに儒学を尊崇し、子弟を奨励して修学させた。学科は皇漢学及び算術・筆道とし、教科書としては孝経・四書・国史略・日本外史・皇朝史略・日本政記・左伝・史記・前後漢書等を用い、外に弓馬槍劍等の教場があつて、文武両道を兼修せしめた。生徒数約三百名に上った。今の高須小学校は其の後身である。

今尾藩格致堂 文政の頃藩主竹腰正定始めて藩立学校を設け、文武館と称して、文武両局に別け、藩の子弟を教育した。教科書は前記の日新堂とは同じである。維新の後、旧藩主本邸の内二棟を学校とし、校名を格致堂

と改め、従来の課目の外に、筆学・数学・洋学を加えた。生徒は七才より入学し十五才までに乙科を、十八才で甲科を終る。十八才以上の有志入学の制度もあつた。

廃藩後学校も廃せられて、新たに小学校が設けられた。野村藩典学寮 文久三年藩主戸田氏が始めて学校を江戸藩邸内に設立して済美館と名づけ、藩士に文武諸芸の練習をせしめた。明治元年大垣に移して（野村とは掛斐郡豊木村字野村）典学寮と改称し、漢学・和学・洋学・作文・習字・数学・兵学・砲術などを課した。生徒は八十名に及んだ。

岐阜教倫館 岐阜はもと尾州藩の管轄で、定まった学校も無かつたが、慶応の末、始めて尾州藩より学舎を設け、教倫館と名づけ、士族卒及び庶民の子弟をも入学せしめ、生徒の需に応じて和漢の学科を教授した。教授として名ある人は林三益氏である。生徒数百五十名に及んだ。学制頒布の際、廃校となつて小学校設立となつた。

高山教授所 飛騨高山は幕府直轄地で高山代官の支配地である。文化二年三月有志者相謀り、官に請うて高山教習所を創設し、赤田臥牛及び其の子章齋が教授の任に

當つた。教授所はもと臥牛の邸内にあつたが、天保十五年高山神明町に移り、新に規則を定め、章齋及びその子誠軒が引続いて教授の任に當つた。明治維新の後、国中に令して大に文武を奨励し、新に学校を建設した。明治元年二月の達書によれば、教諭所の課業は次の通りである。

定 日

一・六の日	昼後	広 間	経書講義
二五七日の日	朝	修武場	劍 術
四・九の日	昼後	修武場	砲 術
三・八の日	昼後	静修書院	講 義
二・七の日	昼後	整武場	砲 術
五・十の日	昼後	整武場	劍 術

学制頒布後は廃校になつた。

この外有名なものに、不破郡岩手の旗本竹中家の青我堂、尾州領羽栗郡園城寺の沈江閣等の諸学校があつたが、内容は大同小異である。

游学制度（貢進生） 徳川時代の末期、諸藩においては何れも大いに文武を奨励し、秀才を抜擢して、藩の費

用で他邦に遊学せしめ、漢学・洋学・武術・砲術などを学ばしめるものが多かった。又私費を以てて遊学するものも少なくなかった。

維新の後、明治政府は各藩に命じて人材を貢進せしめ、之を貢進生といった。貢進生というのは三十才を限り、その地方の考課を歴て知事が証憑して大学に入れ、各自の好む所の業につき、博士・助教の指揮を受けさせるので、在学三年を期として、更に新たな者を貢進するのである。

学校経費 当時諸藩の学校一年の経費は次のようになつてゐる。

- 元大垣県学校 八、一三七兩余(明治四年)
- 元郡上県学校 一、〇三五兩余(明治三年)
- 元岩邑県学校 三、一六二兩余(同)
- 元加納県学校 一、六一五兩余(同)
- 元今尾県学校 一、二八一兩余(同)

第三節 私塾 寺小屋の教育

学制頒布以前の普通教育は徳川時代から経続している私塾と寺小屋が主要な機関となつていた。寺小屋は徳川時代の庶民教育機関として、殆ど全国にゆきわたつていた。もとは児童の手習する者が、寺へ行って僧侶から手習や読書を教えられたのでこの名が起つたのである。文化・文政の頃から天保年間にかけて最も隆盛を極めた。生徒数は五、六人から百人内外を例としたが、時には三百人を越えた寺もある。教科書は習字を主とし、傍ら読書、作文・算術・修身等を教え、女子の爲には裁縫・生花・茶の湯等を教えるものもあつた。私塾はたいてい儒者の私宅で、浪人儒者の私塾と、藩に仕える儒者が公務の余暇に教える私塾とあつた。教科書は大体漢学であつた。

次に塾と寺小屋の表を掲げてみよう。(近隣のみ)

私塾表

名称	学 科	所在地	開業し廃業	生徒数	塾 主
不明	漢学	徳土居町	安政し慶応	三五	医 林 三益
同	同	靱屋町	弘化し慶応	六〇	平民 賀島重遠
桃廬舎	皇国学	中新町	慶応元し明治九	二〇	医 高木真蔭

三余私塾	和漢学	日置江村	弘化二し明治元	二八	農 青木 納
高木塾	漢学	笠松村	天保五し明治元	三〇	平民 角田春策
方壺塾	同	高須村	享和二し安政三	七〇	士 川内 泰
研精学舎	同	徳田村	慶応二し明治六	四〇	僧 淨藏寺寛寿
女子郡漢学筆道	赤坂村	安政三し明治六	一一〇	平民 飯沼 徹	
明倫堂	漢学	垂井村	寛政し不明	四〇	農 榎原主佐
晩翠学舎	漢学	大垣町	元治元し明治七	三〇	士 高橋 晩翠

外十八塾(略)

所在地	開業し廃業	生徒数	教 師
前渡村	弘化元し明治四	四六	永井 弘衛
同	弘化二し明治四	三二	高崎 諒三
須衛村	明治二し明治五	六〇	仙石 希雲
岩地村	慶応元し同 四	二八	醍醐 秀芳
持田村	元治元し同 元	三〇	小川 智親
桐野村	万延元し文久元	三〇	近藤 盛空
三井村	文久三し明治元	二五	宝壺 恵光
小佐野村	慶応元し同 四	三〇	岩井 弥兵衛

大野村	嘉永三し慶応二	六〇	宮崎 善八
新加納村	元治元し明治四	三六	林 桂 輪
大宮村	明治元し同 四	三五	横山 孫右エ門
西市場村	弘化三し元治元	二〇	赤座 沖右エ門
岩田村	慶応元し明治四	七九	宮崎 道善
山後村	安政五し同 四	二二	石井 永澄
大洞村	安政元し同 三	二五	大岡 浄元
伊飛島村	文久元し同 三	四三	関 戒 洲
各務村	嘉永元し同 五	一一五	長繩 源左エ門
大宮村	弘化元し同 三	二〇	小林 恵教
同	不詳し同上	一〇	小野 木雄之丞
同	文久三し不明	三〇	五島 右門
同	不詳し明治四	一九	安積 忠藏
各務村	不詳し同 五	三六	杉山 如山
大野村	慶応三し不明	三〇	宮崎 佐平
芥見村	天保元し明治元	一一九	宮本 豊純
前洞村	文久元し明治五	一五	巖 恵 雲
同	同 同 四	一八	川島 吉兵衛
長塚村	慶応元し同 五	二〇	浅野 重好

長塚村	明治元	同五	二五	河野敬順	江崎村	慶応元	同五	一〇五	大西清次
山後村	慶応二	同四	二〇	遠藤徳助	今泉村七軒町	天保二	同五	八〇	豊川義順
前洞村	元治元	同五	一二	北川猪十郎	小泉村中鉄屋町	明治元	同五	五〇	岡本竹次郎
					中新町	弘化三	明治五	九〇	矢島作吾
					鳥屋町	慶応元	同五	六八	小塩玄泰
野一色村	文久元	明治五	七五	補陀得峰	加納町	安政元	同四	一〇五	島保道
下川手村	慶応三	同五	四〇	竹腰道了	同天神町	元治元	同四	八〇	玉護覚道
今泉村	文化一四	同元	四〇	山本慈雲	同	弘化二	同四	一三七	広江徳方
茶屋新田村	安政元	同五	六五	青木紋三郎	同	明治三	同五	五〇	戸崎仁平
次木村	慶応元	同五	三〇	川並正元	近島村	慶応二	同五	六〇	藤井佐市
日置江村	嘉永六	明治五	四四	青木源吾	萱場村	弘化二	万延元	二五	大塚儀右衛門
同	元治元	同五	一一〇	川並流情	東島村	嘉永四	明治五	三五	阿頼寺知適
中竹屋町	天保五	同五	二〇〇	豊田秀為	早田村	明治五	同六	四五	田中重内
白木町	文政八	元治元	二三〇	嵩間藏六	萱場村	安政二	慶応三	三五	大塚周二
野一色村	天保四	明治五	九〇	沢田重右エ門	東島村	弘化四	安政六	一五	熊田清次郎
加和屋町	同一	同五	二〇〇	日比野ミツ	水海道村	文政三	明治五	二二	小笠原慈海
野一色村	嘉永元	同五	一四〇	沢田久平	佐波村	天保三	慶応元	一三〇	小川深了
東中島村	慶応三	同五	二〇	伏見吉平	鏡島村	慶応元	明治四	四〇	加藤佐之衛
日置江村	弘化二	同五	九〇	青木深助	同	天保七	文久三	五〇	上松直市

上加納村	文久元	明治元	五〇	雪岫	打越村	嘉永二	同五	一〇	徳山門宗
同	明治三	同五	四〇	棚田寛	同	嘉永三	明治五	二〇	立花磯五兵衛
同	安政二	同五	五〇	東海梅洲	城田寺村	万延元	同五	二一	東海昭道
同	文政年間	文政年間	二五〇	豊好甚八	長良村	宝暦年間	同五	一五〇	小林長平
日野村	明治五	同六	三七	川島弥十郎	栗野村	弘化二	同三	四二	野沢義恩
北一色村	文政三	同九	二二〇	中島仲右衛門	岩崎村	嘉永元	同三	四三	建部志奈雄
西莊村	不詳	明治五	一一〇	畔柳悦瑞	河渡村	元治元	同五	三〇	水谷善兵衛
矢島町	同	同四	一一〇	鈴木嘉市	安食村	安政三	同五	五〇	加藤小三郎
中川原新田	不詳	明治二	一一〇	岡部作右衛門	彦坂村	安政三	不詳	三二	宮部榮三郎
茶屋新田村	安政三	同五	一三	長島了雲	岩利村	安政五	同	二五	鷲岡諱巖
次木村	明治五	同五	三四	江崎徳平	佐野村	安政四	明治五	二二	津田志山
					曾我屋村	弘化三	元治元	三四	鷲見忠衛
					同	万延元	慶応二	四〇	曾我部忠衛
					則武村	弘化四	慶応三	九〇	高橋又左衛門
					同	慶応元	不詳	三五	山田与藏
					則武村	同	同	二七	森田宇助
					同	同	同	一四〇	篠田良孝

河渡村	文久元	明治四	二二	村木忠一
小野村	慶応元	同五	九〇	田中逸二
木田村	嘉永元	同五	三〇	長屋扇吉
下鶴飼村	安政六	同五	三五	白木作平
寺田村	弘化三	同四	三五	小林市兵衛
黒野村	万延元	同五	二七〇	山田謙讓

以下旧郡の数のみを記す

郡別	数	郡別	数
羽栗郡	二五	不破郡	一八
中島郡	二二	安八郡	一九
海西郡	九	大野郡	一一
下石津郡	一〇	池田郡	三
多芸郡	三八	本巢郡	三二
上石津郡	一四	席田郡	五
山県郡	一六	武儀郡	八六
郡上郡	七	加茂郡	五〇
可児郡	五九	土岐郡	五九
惠那郡	六七	飛騨大野郡	二三
益田郡	六三	吉城郡	二七



第二期 学制時代 第一節 学制頒布

明治維新の初に、政府は学制を確定するの必要を認め、元年十一月に議定の山内豊信・弁事兼議長の秋月種樹に命じて学制を査定させ、ついで二年五月新たに制度取調局をおき、学事判事森有礼・権判事加藤弘之等に取調係を命じた。この間種々の人を外国に派遣している。四年七月文部省を置き、江藤新平を文部大輔に任じ、ついで大木喬任を文部卿に任じて大学・中学・小学校を管掌させた。同年十月には文部大臣田中不二磨を特命全權大使として、欧米各国へ学事の視察に派遣した。

五年六月「学制」の草案ができ上り、ご裁可を経て、八月三日文部省布達第十四号で、之を頒布した。この布達は一〇九章からなり、学区・学校・教員・生徒・試業海外留学生規則・学費等諸般の事項を網羅している。

学制の精神（原文）

人々自ら其身を立て、其産を治め、其業を昌にして、以て其生を遂ぐる所以のものは他なし。身を治め、智を

開き、才芸に長ずるによるなり。而して其身を治め、智を開き、才芸を長ずるは、学にあらざれば能はず。是れ学校の設ある所以にして、日用常行言語書算を初め、士官農商百工技芸及び法律天文政治医療等に至るまで、凡人の當むところの学事にあらざるはなし。人能く其才ある所に応じ、勉勵して之に従事し、而して後初て生を治め、産を興し業を昌にするを得べし。されば学問は身を立つるの財本とも云うべきものにして、人たるもの誰か学ばずして可ならんや。

中略

自今一般の人民、必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめんことを期す。人の父兄たるもの、宜しく此意を体認し、其愛育の情を厚くし、其子弟をして必ず学に従事せしめざるべからざるものなり。

中略

右之通被仰出候條地方官に於て辺陬小民に至る迄不洩様便宜解釈を加へ精細申論文部省規則に随ひ学問普及致候様方法を設可施行事

明治五年壬申七月

太政官

学制の概要 この学制は我が教育制度の全体にわたる包括的な規程であるから、詳細を述べることは不可能であるが、ごく大要を抄録しよう。

学区 学政は文部省が統べ、全国を八大区としこれを大区(岐阜県は第二大区)と称し、区に大学校一ヶ所、一大学区を分つて三十二中区、これを中学区と称し、区に中学校一ヶ所を設く。一中学区を二一〇小区とし、これを小学区とし、毎区に小学校をおく。これで全国で大学八、中学校二五八、小学校五三、七六〇を置く予定であった。小学校は当時の人口六〇〇に対して一枚をおき、中学校は人口一三〇、〇〇〇に対して一枚をおく割合であった。

督学局 これらの学校を監督する為に文部省に督学本局を置き、各大学区に督学局を置いた。岐阜県は第二大区で愛知県に大学本部があり、督学局もあつた。

学区取締 一 中学区内に十名及至十三名の学区取締を置き、一名毎に二十から三十の小学区を分担させた。この学区取締は区内の人民を勧誘して学につかしめ、且学校を設立し、学校を保護し、経費の使用を計る等、その

学区内の学事に関する一切の事務を担当したのである。この役はたいいてい土地の名望ある者を選び、月五円及至十円を与えたものである。

小学校 教育の初級であつて、人民一般必ず学ばなければならぬので、これを尋常小学・女児小学・村落小学・貧民小学・小学私塾・幼稚小学に分ち、外に廃人小学というものを置いた。尋常小学を上下二等にわかち、男女共に必ず卒業しなければいけなかつた。どんな教科を学んだか。次のとおり。

下等小学の教科

- (一)綴字 (二)習字 (三)単語 (四)会話 (五)読本
- (六)修身 (七)国体 (八)書讀 (九)文法 (一〇)算術
- (一一)養生法 (一二)地理大意 (一三)窮理学大意 (一四)体操
- (一五)唱歌

上等小学校は下等よりも次の教科を加える。

- (一)史学大意 (二)幾何学大意 (三)算術大意
- (四)博物学大意 (五)化学大意 (六)生理学大意

その他の形情によっては次の四科を斟酌して教えるもよろしい。

(一)外国語の一二 (二)記簿法 (三)図画 (四)政体大意

年令 下等小学は六才より九才まで、上等小学は十才より十三才までに卒業させることを法則とするが、事情によっては延びても別にさしつかえない。

女児小学は尋常小学教科の外に女子に技芸を教えるもの。

村落小学は僻遠村落の農民に教則を軽減して授けたもので、年すでに長じた者も生業の余暇に来て学ぶことが出来、多くは夜学を行ったものだ。

貧民小学は貧民の子供で自活し難い者を入学させ、その費用は富者の寄進金を充てたものである。一名仁恵学校ともいった。

小学私塾は小学教科を卒業した者が私宅で普通の小学教育を施したもの。

幼稚小学は六才までの幼児に小学校の子備教育をしたもの。

中学校 小学校を卒業した者で上下二等に分け、下等中学は十四才より十六才まで、上等中学は十七才より十九才までに卒業するを法則とした。これを普通中学とい

い、外に、工業学校・商業学校・農業学校・通弁学校等があつた。

師範学校 この学校は小学に教えるところの教則と教授の方法を指導する。さしあたり急を要するので、早く人材を求め、立派な小学教師を四方に派出しなければならぬ、という趣旨によって開設せられた。

経費 学校の経費は民費によるのが原則であつて、必要やむを得ないときだけ官から支給するものとした。それで大中小の学校では授業料を徴収して、大部分の経費に充てた。学校を設立したり保護したりする費用は、小学校は小学区で、中学校は中学区でその責を負うことになっているが、民力の及ばない学区を助け、教育を普及するため、各府県で補助金を交付した。金額は一万円に上つて、当分九十円というのだから一人九厘の割合である。当時全国三府六十県の総額は一九三、五二七円六十一銭一厘であつた。これが小学校教育費国庫補助制度のはじめである。

以上が明治五年八月頒布せられた「学制」の大要である。大体フランスの制度によつたもので、多少米国の制

度を参酌したのである。

こうして学制頒布となり旧藩の学校は廃止して新令による学校を創設するよう文部省令が布達せられた。

第二節 学区

岐阜県管内の中小学区

第一中学区

厚見郡・各務郡・羽栗郡・中島郡・加茂郡の飛

驛川以西

戸数 三〇、七四二

人員 一三四、九一九

右之当分設立小学七七校

第二中学区

海西郡・石津郡・不破郡・安八郡・多芸郡

戸数 三三、八三三

人員 一四八、三三三

右之当分設立小学八七校

第三中学区

席田郡・方県郡・大野郡・池田郡・本巢郡

戸数 三三、五八四

人員 一〇二、三三〇

右之当分設立小学六五校

第四中学区

郡上郡・武儀郡・山県郡

戸数 二八、〇五九

人員 一三四、八八五

右之当分設立小学五七校

第五中学区

加茂郡(飛驒川以東)・可児郡・土岐郡・

恵那郡

戸数 二九、八三九

人員 一四〇、四二二

右之当分設立小学五九校

総計

五中学区

戸数 一四六、〇五六

人員 六六四、六九〇

第三節 初等教育

右の学区は明治六年に定められたが、実地施行上不便が多かったため、明治七年に分合更改があった。

第三十番中学区(元第一中学区)

従前 二二〇区を二二九区に

第三一番中学区(元第二中学区)

従前 二二三区を二四九区に

第三二番中学区(元第三中学区)

従前 一六五区を一六八区に

第三三番中学区(元第四中学区)

従前 二一五区を二二五区に

第三四番中学区(元第五中学区)

従前 二二二区を二二八区に

合計 従前 一、〇五四を二、一〇九に

明治八年県庁内に学務課を置いて、学校一切の事務を担当することにした。

明治九年九月、飛驒国が岐阜県に編入せられた。従って一中学区が増し一五六小学区が増加になった。結局

六中学区 一、二七五小学区となった。

「学制」頒布の翌月、即ち九月八日、文部省は「小学教則」を布達して、小学教育実施の方法を明らかにした。「小学教則」は「学制」に規定せる大綱に基づいて、上下二等の小学を各八級に分ち、毎週三〇時の課程とした。

下	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
等	六才	六才半	七才	七才半	八才	八才半	九才	九才半
上	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
等	十才	十才半	十一才	十一才半	十二才	十二才半	十三才	十三才半

下等八級の科目は

綴字(かなづかい) 智恵の糸口・うひまなび

習字(てならい) 絵入智恵環

平仮名 片仮名 数字

西洋数字

単語読方(ことばのよみかた) 童蒙必読・単語篇

洋法算術(ようざん) 筆算訓蒙・洋算早学

加減九九ノ声

修身口授（ぎょうぎのさとし） 民家童蒙解

童蒙教草

単語暗誦（ことばのそらよみ）

級がすすむにつれて過重と思われるようなむつかしい科目が課せられた。

明治六年五月に至り、文部省は「小学教則」に大改正を加えた。大きなところでは「国体学」と「体操」を毎週の授業時数に入れたことである。

第四節 小学校の創設

「学制」頒布以来、文部省では、種々の方法で小学教育の発達を図った。本県においては、大垣町がまさきに、小学開校を願いてたのを始として、願いでるものがどんどんでてきた。近隣のものを挙げよう。

大垣小学義校 岐阜県管下安八郡五十一区二番地所旧議事所において興文舎となえこれを第一小学義校とする。学校費用一ヶ年金参百円余。学科は読書・暗誦・習字・数術の四課目とする。これが明治五年（壬申）十一

月のことである。

八幡町小学義校 八幡殿町二番地所旧藩学校を借受けて開校する。学校費用は有志者から寄附を仰いでこれを富家に保管してもらい利子をもってこれに当てた。又毎戸身に代りて地券表代価の何分の一かを出してもらう方法と一人月四厘ずつ出す方法もやった。一戸三人就学すると上二人は出資一人は無しという制度もあった。学科は皇学・支那学・洋学・数学・筆学であった。これが明治六年一月のことである。

当時教員の月給は金三円から七円までを適宜支給したのであった。

厚見郡（技率）

名称	位置	設立日	教員数	生徒数	授業料	主者
伊奈波	岐阜町	明治七年	一〇	五	五銭	飯野忠一
金華	同	同	一〇	五	同	同
徹明	上加納村	明治六年	六	二	五	篠田祐八郎
小熊	小熊村	同	四	五	〇	岡本太右衛門
有道	高茂登村	同	三	五	〇	桑原善吉
甘棠	鏡島村	同	三	五	〇	上松治郎一

開々	六条村	明治六年	三	六	〇	石博東作
振英	西部村	同	二	六	〇	竹内与一郎
開行	北一色村	同	三	五	〇	中島源藏
莊敬	切通村	同	二	五	〇	伊藤助弥

各務郡（全）

不憚	前渡村	明治五年	三	五	〇	足立清五郎
三省	各務村	同	三	五	〇 <td>加藤佐兵衛</td>	加藤佐兵衛
和親	伊吹村	同	三	五	〇 <td>小林善次郎</td>	小林善次郎
新々	鶴沼村	同	三	五	〇 <td>阿部源市</td>	阿部源市
不倦	芥見村	同	三	五	〇 <td>後藤永太郎</td>	後藤永太郎
推循	岩滝村	同	二	五	〇 <td>大野七郎次</td>	大野七郎次
小心	岩田村	同	三	五	〇 <td>丹羽荘右門</td>	丹羽荘右門
洗心	長塚村	同	四	五	〇 <td>横山半十郎</td>	横山半十郎

近隣

敬恪	下中屋村	明治五年	三	五	〇	小島菊太郎
松倉	松倉村	同	二	五	〇	小島佐吉
博文	松原島村	同	三	五	〇	脇田沢右衛門
平島	平島村	同	一	六	七	岸仙右衛門
育英	笠松村	同	七	三	五	杉山市右衛門

明道 太田村 明治六年 三二四 三五 福田九一郎
 研性 蜂屋村 同 四・五 三 堀部友作
 秀文 井深村 同 四・五 一 小田島半造
 広益 今渡村 同 四・五 二 丹羽伊兵衛
 興風 中津川村 同 五・七 三 五市岡政香

明治六年から同十二年までの小学校数と教員数生徒数は次の通りである。

今一つ注意する点は校名が地名とはちがったむつかしい漢語を用いた点である。

年次	小学校数	教員数		生徒数	
		男	女	男	女
明治六年度	五八二	一、六二七	一	三七、八九四	二〇、三八〇
同七年度	五八八	一、二九三	七	三七、五二一	一九、四三〇
同八年度	五八一	一、四九一	四	三七、〇八七	一八、二九三
同九年度	六六二	一、七三六	四	三九、七五二	一七、七二九
同十年度	六五五	一、八七三	三	四六、〇〇六	二一、三八九
同十一年度	六五三	一、八五五	一六	四三、三五五	二〇、六〇七
同十二年度	六七〇	一、六七五	〇	四二、三二六	二六、八五三

飛騨は明治九年九月岐阜県に編入されたので八年以前は美濃国分だけが計上されている。

第五節 中学校の創設

明治七年五月三十日中学校を創設して遷喬学校と称し、岐阜米屋町田名古屋藩支庁趾に校舎を建てた。同年九月七日開校、片山遠平を教長とした。当時は下等中学三年、上等中学三年で入塾生三十名、通学生四十五名と限って入学を許可せられた。これが岐阜中学校の前身である。

第六節 師範学校の創設

明治五年の「学制」頒布と共に教員の養成は切実な問題である。そこで明治六年十二月大垣町、旧大垣藩庁跡に仮に開校し、師範研習学校と名づけ、河部円を教長とし、入塾生二十五名、通学生五十名を入学させ、小学授業の方法を伝え、四ヶ月から六ヶ月で小学師範科を卒業させた。

第七節 女学校の創設

「学制」の中には、小学校の一種に「女児小学」の名を加えたのみで、小学以上の女子教育の機関については何等の規定もなかった。世人も亦一般に女子の教育は必要がないとまでに思っていた。然し教育制度がだんだん整ってくると、女子教育の必要が今度のようにやかましくなると、十二年六月十四日に、師範学校内に、附属女子師範学校と普通女学校が設立されることになった。当時公立の高等女学校は全国を通じて、京都に只一校あるだけで、本県女学校の創立は一の誇であったのである。



地の情況に従って、算術・唱歌・体操等を加え、又物理生理・博物等の大意を加える。特に女子の場合の為に裁縫等の科を設ける。先の「学制」に定めてあるような煩雑な教科目は「教育令」ではこれを廃止せられたのである。

「学制」には学区制があったが「教育令」では「毎町村あるいは数町村連合して公立小学校を設置すべし。ただし町村人民の公益である私立小学校がある所は、別に公立小学校を設置しなくても、さしつかえはない。」となつています。又この時、学校を管理する「学務委員」をおくことができました。

「学制」はフランス式、「教育令」はアメリカ式で自由主義が多く、自由放任に失したかの感があったのか、当時の人々の曲解するところとなり、我が国の教育が急激に頹廃するかのような気配を呈したので、文部大輔田中不二麿は責を負って文部省を去り、河野敏謙が文部卿になった。ここで又再び「教育令」の改正ということになります。

「改正教育令」の要点としては、小学校の学期授業日

第三期 教育令時代

第一節 教育令の制定とその改正

「学制」廃止とその理由 明治十二年九月二十九日、太政官布告第四十号を以って「教育令」を定め、同時に「学制」を廃止した。「学制」はフランスの制度によつたもので、規模が宏大で、その理想があまりにも高速すぎ、当時の日本国力・民情・文化の程度等から考えて、全国に強いて実施させるには適当ではないというところがあった。

「教育令」は僅に四十七ヶ条から成り「学制」に比すれば頗る簡単である。

学校の種類 小学校・中学校・大学校・師範学校・専門学校その他各種の学校の規程を含んではいるが、日本の現情にあう学制の大綱を改正したものである。けれども大体は小学校に関するものが多い。

小学校

小学校は普通の教育を児童に授ける所で、その学科を読書・習字・算術・地理・歴史・修身等の初歩とし、土

数・時間を改めたのである。学制の義務教育を復活して、これを高揚している。小学校の設置については変らないが、学齢児童は小学校三ヶ年の課程を卒らざる間、己むを得ない事故でない限り、少なくとも毎年十六週以上就学させよ。小学校の学期は三年以上で授業日数は毎年三十二週日以上であれ。一日の授業時間は三時間以上、六時間より多くてはいけない。

本県においては、当局の措置がよろしかったので、公立学校の廃止はなかったが、人民一般に教育を軽視する傾向があつて、児童の中途退学は中々少なくなかつた。

明治十二年三月と十三年三月の比較数は

年次	男	女	計
明治十二年三月	四三、三五五	二〇、六〇七	六三、九六二
同 十三年三月	四二、三三六	一六、八五二	五九、一七八

明治十三年十二月末日調旧郡内生徒数

学校名	所在地	校下町村及び生徒数
不働学校	前渡村	前渡村(六十人)下切村(十三人)
山脇村	山脇村	(十五人)
長塚学校	長塚村	長塚村(五十人)

洗心学校	西市場村	山後村(二十人)岩地村(八人)
前野学校	前洞村前野	前洞村(四十人)
鷺沼学校	鷺沼村	鷺沼村(不明)
各務学校	各務村	各務村(六十二人)
須衛学校	須衛村	須衛村(四十七人)
和親学校	古市場村	持田村(十一人)伊飛島村(伊吹、吉兵衛新田、島崎、飛島)(九十五人)
推循学校	岩滝村	大宮村(大島、宮代)(三十四人)
不倦学校	芥見村	和合村(坂井、野口、東島、東門、熊田)(七十五人)古市場村(百三十八人)(総計三百五十三人)
同支校	大洞村	前洞村(九人)岩滝村(五十九人)
小小学校	岩田村	芥見村(百三十人)
		大洞村(二十三人)
		岩田村(三十六人)厚見郡古津村(十三人)

改正教育令に基づいて、明治十四年七月三十日、本県は左の通り学区と小学校数を定めた。

地域	学区	学校数(本校)	(分校)
各務郡厚見郡方県郡	29	61	
羽栗郡中島郡	10	39	
下石津郡海西郡	6	16	
上石津郡多芸郡	9	27	
不破郡	11	23	
安八郡	16	48	
池田郡大野郡	20	50	6
本巢郡席田郡	10	30	
山県郡	5	21	
武儀郡	11	56	4
郡上郡	20	56	14
加茂郡	10	48	
可見郡	7	23	2
土岐郡	7	30	
恵那郡	9	57	5
大野郡益田郡吉城郡	23	92	7

厚見各務方県の三郡所部内

学区	地域	校数
第一学区	岐阜町、富茂登村	2
第二学区	小熊村、今泉村、稲束村	2
第三学区	上加納村	1
第四学区	加納町、下加納村	2
第五学区	六条村、清村、宇佐村、鳥屋村	2
第六学区	西莊村、爪村、今嶺村、鏡島村	2
第七学区	江崎村、藪田村、下奈良村、日置江村、次木村、高河原村	3
第八学区	茶屋新田村、高桑村、佐波村	3
第九学区	鷺村、西部村	3
第十学区	上川手村、下川手村、領下村	2
第十一学区	細畑村、藏前村、切通村、高田村、辛島村、東中島村	2
第十二学区	北一色村、野一色村、前一色村、岩戸村	1
第十三学区	水海道村、岩地村、左兵衛新田、日	2

第十四学区	野村、古津村	
第十五学区	且島村、八幡村、宝田村 東島村、若木村、早田村	3 3
第十六学区	新加納村、長塚村、西市場村、桐野村、岩地村、山後村、大野村、三井村、小佐野村、上戸村	2
第十七学区	各務村、須衛村	2
第十八学区	古市場村、伊飛島村、持田村、大宮村、和合村、三柿野村	1
第十九学区	鵜沼村、前渡村、下切村、山脇村 (後羽栗郡松本村ヲ加フ)	3
第二十学区	岩滝村、前洞村、岩田村	3
第二十一学区	芥見村、大洞村	1
第二十二学区	方 県 郡 長良村、福光村、雄総村、志段見村	3
第二十三学区	岩崎村、栗野村、三田洞村	1
第二十四学区	打越村、城田寺村、椿洞村、鷺山村 上土居村、下土居村	2

第三十五学区	安食村、岩利村、彦坂村、石谷村、佐野村、秋沢村、則松村、鎌倉村 (後本巢郡西秋沢村、奥村ヲ編入ス)	2
第三十六学区	御望村、中村、小野村、洞村、交人村、今川村、上西郷村、中西郷村	2
第三十七学区	黒野村、下鶴飼村、古市場村、則武村、正木村	2
第三十八学区	木田村、川部村、下尻毛村、折立村、東改田村、西改田村、下西郷村、小西郷村、上尻毛村、又丸村	2
第三十九学区	曾我屋村、一日市場村、河渡村、寺田村	2
第十学区	厚見郡 第一学区、第九学区 方県郡 第十四学区、第十七学区 各 務 郡 新加納村、長塚村、西市場村、桐野村、岩地村、山後村、前洞村(北洞)	3

明治十七年一月十七日、学区並に小学校数の改正が行なわれた。

第十一学区	ヲ除ク) 更木新田、影野新田 鵜沼村、前渡村、山脇村、羽栗郡松本村、下切村、三柿野村ノ内野村組、三滝新田組	3
第十二学区	各務村、須衛村、持田村、和合村、古市場村、伊飛島村、大宮村、三柿野村ノ内柿沢村	3
第十三学区	芥見村、大洞村、厚見郡古津村、岩田村、岩滝村、前洞村ノ内北洞	3

年 次	小学校数	教員数	生徒数
明治十二年	六六四	一、八六四	五九、一七八
同 十三年	六七八	一、九〇九	五九、五八三
同 十四年	六八三	二、一一一	七六、三八七
同 十五年	六八九	二、四五二	九二、七七八
同 十六年	六九五	三、一二四	一〇〇、〇三六
同 十七年	六六九	三、二九五	九八、五六三
同 十八年	六三九	三、一一四	一一三、八七二
同 十九年	八八九	一、五〇〇	七〇、二六六

明治十八年十二月六日、本県においては、管内町村立小学校授業料金額を定め、翌十九年一月から徴収することにした。授業料は毎月徴収するものとし、土地の状況によつては春秋二回、又は年四回にしてもよい。一家数人入学するものは、一人は全額他は半額を出さしめた。

初等科……月 十銭以下二銭以上
 中等科……月 三十銭以下五銭以上
 高等科……月 五十銭以下十銭以上

当時の県下中等学校

年 次	華陽学校 中学校 師範部 農学部	同女学校 女子師範 普通女子	高山学校
明治十二年	二四	二〇三	六
同 十三年	二七	一八一	四
同 十四年	二六	二五一	六
同 十五年	二五	二三〇	七
同 十六年	三六	二五三	八
同 十七年	三一	三六三	九
同 十八年	三六	三四九	九

当時の県下小学校の消長を表示すれば

明治二十二年四月「町村制」が公布せられ、七月一日から新制が実施せられ、新たに町村長、組合町村長を選任せられた。

同三十年三月三十一日、県下町村の廃合が行われ、今までの数町村を一町村とし、今までの町村を大字と改称した。県下の市町村は、一市・十八郡・四十四町・二百九十九個村となった。

明治三十年の新町村と小学校

岐阜市	岐阜高等	明德尋常	富茂登尋常
岐阜尋常	徹明尋常		
稲葉郡	厚見・各務・方県の三郡合併		
加納町	加納尋常	日置江村	且格尋常・高等
本荘村	本荘尋常	佐波村	佐波尋常・高等
三里村	三里尋常	鶉村	鶉尋常
島村	島尋常・高等	西部村	西部尋常
鏡島村	鏡島尋常	厚見村	川手尋常
精華高等		日新尋常	
市橋村	市橋尋常	南長森村	長森尋常・高等

北長森村	北長森尋常	岩村	岩滝尋常・岩田尋常
日野村	日野尋常	芥見村	芥見尋常・高等
那加村	那加尋常・高等	木田村	木田尋常
更木村	更木尋常	黒野村	黒野尋常・高等
前宮村	前宮尋常	方泉村	方泉尋常
鶉沼村	鶉沼尋常・高等	常盤村	常盤尋常
三ツ池尋常		鷺山村	鷺山尋常
各務村	各務尋常	長良村	長良尋常・高等
蘇原村	蘇原尋常・高等	則武村	則武尋常

郡の新名

羽島郡	海津郡	不破郡	安八郡	揖斐郡
本巢郡	山県郡	武儀郡	郡上郡	加茂郡
可児郡	土岐郡	忠那郡	大野郡	益田郡
吉城郡				

明治二十七八年日清戦争があった。戦争によって国民に教育の必要が、一層深く自覚せしめられた。

明治十九年より三十二年までの県下小学校

年次	小学校数	教員数	生徒数
明治十九年	八八九	一、五〇〇	七〇、二六六

明治二十年	九五二	一、三八九	七六、七三一
同二十一年	一、〇二五	一、六九〇	八四、七四三
同二十二年	一、〇三〇	一、七〇九	七九、〇八〇
同二十三年	一、〇二七	一、七九三	七九、九七三
同二十四年	一、〇二一	一、七七五	八三、九五九
同二十五年	七三八	一、六一七	七八、四八二
同二十六年	六八九	一、六五六	七八、二七五
同二十七年	六九一	一、五八六	八三、四七五
同二十八年	六九三	一、六九九	七六、〇八三
同二十九年	七〇四	一、六六七	八三、一七七
同三十年	六六五	一、八〇三	八三、六八八
同三十一年	六五〇	一、九五〇	八六、四二三
同三十二年	六三四	一、九一七	九二、一六九

第三節 中等教育

本県では明治十九年五月六日、岐阜県令によって「岐阜県中学校規則」が定められた。従来は中等教育機関を統一して一校に併設し、華陽学校と称しその中に、中学

部・師範学部・女学部（普通女学科・女子師範学科）と農学部との四学部とになっていた。これを分離独立させて、岐阜県中学校と岐阜県師範学校（女学部中の師範学科を併せる）の二校とし、普通女学科を師範学校の附属とし農学部及び高山学校を廃止した。

岐阜中学校の校歌はその古さを詩に入れている
岐阜中学校（現・岐阜高等学校）校歌

千仞の嶽 金華山
百里の水 長良川
華陽の健児 ここに生れて
国家のために あげくれ学ぶ
学界の波 荒くとも
希望の岸 遠くとも
華陽の健児 心雄々しく
百折不撓 つとめてやまず
奮え奮え

誇る最古の歴史ある
我が中学（高校）の誉をば
あげよ 諸人 諸共に

高山中学校が廃止せられて、まもなく斐太中学校が開かれ、二十七年には大垣中学校、二十九年には東濃中学校が創立せられた。

「中学校令」公布後十余年間の県内中学校年次

年次	岐阜尋常中学校 教員数 生徒数	斐太中学校 教員数 生徒数	大垣分校 教員数 生徒数	東濃分校 教員数 生徒数
明治十九年	一五 一三七	六 六七	—	—
同二十年	一五 一五一	七 六七	—	—
同二十一年	一四 一九三	七 七五	—	—
同二十二年	一三 一六八	九 一二三	—	—
同二十三年	一七 一五六	一〇 一二五	—	—
同二十四年	一八 一五五	一一 一〇四	—	—
同二十五年	一七 一五七	一〇 一〇七	—	—
同二十六年	一五 一九六	九 八〇	—	—
同二十七年	一五 二五三	九 八五	—	—
同二十八年	一七 三九一	一〇 八七	一一 一三三	—
同二十九年	一八 三八二	一一 一一一	一二 二八八	六 六〇
同三十年	一八 四五二	一一 一五三	一六 三四六	六 一〇一
同三十一年	一七 五六七	一二 二二七	一九 五五五	八 一三六
同三十二年	一九 四五六	一一 一五九	二三 四六七	二〇 二二九

明治十九年四月九日、勅令を以って「師範学校令」が公布せられ、その第一条の目的に「師範学校ハ教員トナルヘキモノヲ養成ス。但シ生徒ヲシテ順良・信愛・威重ノ氣質ヲ備エシムルコトニ注意スベキモノトス。」

師範学校は尋常・高等の二等とし、尋常師範学校を卒業した者は、小学校の教員及び学校長に任ずるものとす。後部分改正がある。



なつかしの不動山本堂

第四期 学校令時代

第一節 学校令の公布

教育勅語の下賜

明治十八年十二月二十日、政府は官制の大改革をおこない、各省の卿を廃して新たに大臣とした。従って文部大臣には、森有礼が任ぜられた。森大臣はかねてから、教育方針に大きな理想を抱いていたので、教育制度に一大刷新を行った。同十九年三月一日にまず「帝国大学令」を公布、翌月「師範学校令」・「小学校令」・「中学校令」及び「諸学校通則」を發布した。之を「学校令」といっている。

「学校令」の發布によって、諸学校は小学校を基本として、上級学校に進む系統を明らかにした。

尋常小学校—高等小学校—尋常中学校—高等中学校—
帝国大学（直系）
尋常師範学校—高等師範学校（傍系）

諸学校令に関連して「教育免許規則」、「教科用図書

検定規則」、「教科用図書供給方法」、「尋常師範学校設備準則」、「諸学校の学科及び程度に関する規則」等、あらゆる教育上の法令に一大改正が行なわれたので、我が国の教育制度はここに全く面目を一新することになった。

我が国の教育制度は「学制」によって、始めて全国画一制の端を發し、「教育令」によって、地方の事情にあうようにと試みられ、新制を建てる時期に達したもので、「学校令」の公布は、明治以後の教育制度史上に一新紀元を画するものである。その後何度も法令の改変が行なわれたが、現行の法令は何れもこの「学校令」を基礎として發達し、時代に即応する内容にと改められたのである。

この改正によって学事担当を定め、文部省に視学官、府県に県視学、郡に郡視学をおき、市町村には学務委員をおくことにした。明治三十二年六月十四日「地方官官制」の改正があつて、府県に視学官及び視学、郡には郡視学をおいて、学事の視察と学事に関する事務を掌握していた。

明治二十三年十月三十日
教育に関する勅語が下賜せられた。
全文次の通り

教育勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツル
コト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ
テ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育
ノ淵源亦実ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦
相和シ朋友相信シ恭儉已レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修
メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広
メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ国法ニ從ヒ一旦緩急アレハ
義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ
獨リ朕、忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風
ヲ顕彰スルニ足ラン斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニ
シテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラ
ス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日
御名 御璽

我が国の教育の根本方針はこれによってきまり、一定して動かないことになった。明治二十三年十一月に文部大臣は、普通教育に関する意見を各府県に発した。その中に曰く(本文のまま)

小学校ニ於テハ徳性ヲ涵養シ、人道ヲ実践セシムルヲ以テ第一ノ主眼トシ、殊ニ尊王愛國ノ志氣ヲ発揚シ、児童ヲシテ実業ヲ勵ミ、孝行ヲ修メ、忠良ノ民タラシメンコトヲ務ムベシ。

又曰く
小学校ノ修身ハ、教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉体シ、本邦固有ノ道ヲ基礎トシテ、我國普通ノ事理ヲ酌量シ、躬行実践ヲ務メ、常ニ社会全般ノ徳義ニ背クコトナキヲ期スベシ。

第二節 初等教育

明治十九年四月九日勅令を以って公布された「小学校令」は、その後改正はされたが、これが基礎となったもので、十六ヶ条からできている。

小学校の種類 小学校は尋常科と高等科の二等で、修業年限は各四箇年とし、土地の情況により、修業年限三年以内の簡易科を設けて、尋常小学校に代用することができたものだ。

学齢がはっきり定められた。六年から十四年まで、八か年が学齢で、父母・後見人等はその学齢児童に、普通教育を受けさせねばならんと義務づけられたものだ。学科は次のように定められた。

- 尋常小学校 修身・読書・作文・習字・算術・体操
- 土地の情況によっては図画・唱歌の科若しくは二課を加えることができる。
- 高等小学校 修身・読書・作文・習字・算術・地理
- 歴史・理科・図画・唱歌・体操・裁縫
- (女子)・土地の情況によっては英語・農業・手工・商業の科若しくは二科を加えることができる。唱歌はこれを欠いても妨なし。

教員一人で授業し得る児童数は、尋常科は八十人以下
高等科は六十人以下である。

明治十九年九月二十五日、本県では「小学校令」の示す所によって、管内小学校の位置、設置区域、学校資格等を規定し、県令第二十七号で布達された。

この布達の別表 (各務郡と隣接校)

学区	学校位置	学校資格	区内町村
第二十三	西市場村	簡易科	西市場村、岩地村、山後村、桐野村
第二十四	長塚村	同	長塚村、新加納村
第二十五	前洞村	同	前洞村
第二十六	前渡村	同	前渡村、下切村、山脇村、三柿野村ノ内字野村組、三滝新田組、鶴沼村ノ内三ツ池、羽栗郡松本村
第二十七	鶴沼村	尋常科 簡易科	鶴沼村ノ内字山西外十八字
第二十八	同	同	鶴沼村ノ内字巾上外九字

第二十九	各務村	尋常科	各務村、須衛村
第三十	須衛村	簡易科	
第三十	古市場村	尋常科	伊飛島村、大宮村、和
第三十一	大宮村	簡易科	合村、古市場村、持田村
第三十一	岩滝村	同	三柿野村ノ内字柿沢組
第三十一	岩田村	同	岩滝村、岩田村
第三十二	芥見村	尋常科	芥見村、大洞村
第三十二	大洞村	簡易科	
隣接校	大洞村	簡易科	
羽栗郡 第一	下中屋村	尋常科	下中屋村、神置村、成
第一	簡易科	清村、大佐野村、上中屋	
同 第六	笠松村	高等科	村、各務郡三井村、同上
第六	尋常科	田村ノ内印食新田ヲ除	戸村、同小佐野村、同大
	簡易科	ク、田代村ノ内字柳原村	野村

厚見郡	高等科
第三	尋常科
	簡易科

高等科・尋常科・簡易科のある学校は岐阜と笠松尋常科・簡易科のが、現在の鶴沼・各務・蘇原・芥見・下中屋でその他は簡易科のみである。今八十才前後の人は、蘇原か下中屋へ通ったものだ。

この小学校位置区域はその後度々改訂せられ、根本の小学校令も、しばしば小修正せられた。

明治二十三年十月六日、新小学校令が公布せられ、従来の小学校令は廃止せられた。

小学校の本旨 小学校は児童身体の発達に留意して、道徳教育及び国民教育の基礎ならびに其の生活に必須な普通の知識技能を授けるのを以て本旨とし、これを分けて尋常小学校と高等小学校とし、町村・町村学校組合で設置するものを町村立小学校とする。

一人若しくは数人の費用を以て設置するものを、私立小学校とする。

第五期 改正学校令時代 第一節 教育制度の整頓

明治三十三年前後に、我が国の教育制度が大いに整頓せられた。殊に明治二十七八年戦役の結果、国運が次第に発展するに伴って、各種の学校令は全部大革新を行う必要が生じた。

明治三十年十月六日「師範学校令」を新しく「師範教育令」に、明治三十二年二月六日「中学校令」を改正、同時に「実業学校令」、同七日に「高等女学校令」を新に發布、翌三十三年八月には「小学校令」及び「同施行規則」を改定、三十四年三十六年にも一部改正で、我が国の教育制度は大いに整頓せられたのである。

第二節 初等教育

小学校令の改正 前述の通り明治三十三年八月十八日、勅令で「小学校令」を改正せられた。二十三年の改正「小学校令」実施以後において、時勢の進歩と、実施上の経

験とによって、当然改正の必要が生ずる。

総則の第一条に

「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ、道徳教育及ヒ国民教育ノ基礎並ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」

教科と編成

尋常小学校の修業年限を四か年とし、高等小学校の修業年限を、二か年・三か年・四か年とした。

尋常小学校の教科目は、修身・国語・算術・体操とし、土地の状況により図画・唱歌・手工の一科目を加え、女児のためには裁縫を加えることができるものとした。

高等小学校の教科は修身・国語・算術・日本歴史・地理・理科・図画・唱歌・体操とし、女児のために裁縫を加えた。そして修業年限二か年のものには手工を三か年以上のものには手工・農業・商業を、四か年のものには、更に英語を加えることができるとした。

新令の特色は

(一) 授業料を徴集するのが従来からの本体であったのを徴集しないのを原則とする。

- (一)旧令に義務教育年限を三か年若しくは四か年としたのを、四か年と改めた。(尋常科)
- (二)学科の別を簡単にし、従来の読書・作文・習字と称したものを単に国語の一科に包括せしめた。
- (三)漢字を制限し、字音仮名づかいを簡単にした。
- (四)小学校の職員に正・准教員の外に代用教員を認めることにした。

教科書の制度

明治三十三年の改正「小学校令」においては、小学校図書審査委員会の組織を改正したが、当時図書の審査採用について、種々の弊害が続出し、いわゆる教科書事件という取賄汚職問題をおこしたので、同三十六年四月十一日勅令を以って「小学校令」の一部を改正して、国定教科書制度の断行ということになった。これより先、文部省は既に小学校修身教科書の編纂をしていたが、今回の改正によって、修身書の外に、読本・歴史・地理等の教科用書も、文部省で編纂することにしたのである。

本県小学校教育の発展

日清戦役後、国運の発展とともに、長足の進歩をとげ

つつあった小学教育は、未曾有の大事変である日露戦役の勃発するに及び一大危機に遭遇した。然し当局者がよく「聖旨」を奉じて教育のために尽くしたから、唯学校の施設経営等に多少の緊縮を加えただけで、時局のためには大きな打撃をこうむることはなく、然も平和克復に至っては更に一層驚くほどの発展をとげた。左に統計を掲げて、県下小学教育の発展状況を示そう。

年次	学校数	教員数	児童数
明治三十三年度	五八五	一、九四〇	九六、一四八
同 三十四年度	五七八	二、一四九	一〇四、三四四
同 三十五年度	五七七	二、二三七	一〇八、一四七
同 三十六年度	五六九	二、二五七	一〇六、五二七
同 三十七年度	五七一	二、二一七	一〇六、七六一
同 三十九年度	五六八	二、一八七	一〇八、一一三
同 三十九年度	五六一	二、二六五	一〇九、六四四

同七頃の県下中学校及び高等女学校の発展状況を参考として示そう。

小学校教員を養成する師範学校の発展状況

年次	教員数	生徒数	卒業生数	簡単科卒業生	乙種講習科修了生
明治三十一年	一六	二九八	三〇	三三	三三
同 三十二年	二九	三七一	二五	五	七五
同 三十三年	三一	三五一	二二	四	七四
同 三十四年	三二	四〇一	四〇	五	七〇
同 三十五年	三三	三九三	二九	三	八二
同 三十六年	二六	四八五	六五	七	七四
同 三十七年	二二	四三四	三三	五	男四〇 女三九
同 三十八年	二二	四〇〇	二八	六	男三三 女三三
同 三十九年	二二	四〇六	二九	三	男三三 女三三

年次	岐阜中学校		大垣中学校		東濃中学校		斐太中学校	
	教員数	生徒数	教員数	生徒数	教員数	生徒数	教員数	生徒数
明治三十三年度	二六	四七八	二二	四八六	一一	一五六	一七	二〇〇
同 三十四年度	二六	五三八	二二	四九七	一一	一九三	一七	二〇〇
同 三十五年度	二六	五四一	二二	四九三	一一	二二五	一八	二〇一
同 三十六年度	二四	五三二	二二	四九五	一一	二二八	一六	三三〇
同 三十七年度	二三	五三九	二二	四五七	一一	二二六	一七	三三三
同 三十八年度	二四	五六三	二二	五四三	一一	二二六	一六	三四四
同 三十九年度	二六	五七一	二二	五四一	一一	二二七〇	一六	二八〇

年次	岐阜高等女学校		大垣高等女学校		中津高等女学校		四創立	
	教員数	生徒数	教員数	生徒数	教員数	生徒数	教員数	生徒数
明治三十三年度	九	一四二	六	一五二	一	一	一	一
同 三十四年度	一一	一九五	一	二〇〇	一	一	一	一
同 三十五年度	一四	二五〇	一	二五六	一	一	一	一
同 三十六年度	一五	二六九	一	二五六	一	一	一	一
同 三十七年度	一七	三二八	一	三二四	一	一	一	一
同 三十八年度	一六	三七五	一	二八八	一	一	一	一
同 三十九年度	一九	三七二	一	三四七	一	一	一	一



第六期 明治末期及び大正時代
第一節 教育制度の革新

明治三十七八年戦役後における急激な国勢の膨張と時代の趨勢とは教育制度の大革新を促し、四十年三月二十日の「小学校令」第十八条の改正となり、国民義務教育年限を六か年に延長せられたのは注目すべき変革である。四か年の義務教育年限の短か過ぎることは、もう識者の認めた所であつたが、我が国の事情は容易にこの制度の改正を許さなかつた。けれども日露戦争後になつて、国民の自覚が高まり、三十九年一月に成立した西園寺内閣の文部大臣牧野伸顯氏はついに断乎として新制を実現せしめることになつたのである。義務教育の年限を二か年延長することは、実に我が国民教育上に重大な意義をもつものであるから、これを境界として学制史上に一時期を劃することにしたのである。

大正に入つてから、法規の新設改廃、諸種の教育事業の施設等、特筆大書すべきものが甚だ多い。特に義務教育費国庫負担の如き、教育の一大進歩といわなければならぬ。

らぬ。

義務教育年限の延長

明治四十年三月二十日「小学校令」を改正して、尋常小学校の修業年限を六か年に延長した。尋常小学校の修業年限を延長したため、高等小学校の修業年限を改めて二か年とし、延長して三か年とすることもできる。尋常小学校の教科目を、修身・国語・算術・日本歴史・地理・理科・図画・唱歌・体操とし、女兒には裁縫を加え、土地の情況によつては、手工を加えてもよいとした。

尋常小学校の年限を延長して、之に接続して設置する普通の補習教育と実業補習教育は益々これを奨励せなくては行かないとして、補習科の教授時数の制限を廃して、この施設を一層地方の情況に適切であるようにした。尋常小学校では授業料を徴収しないのが本体で、特別の事情によつてこれを徴収する場合も、学年によつてその額に差をつけられないことも原則ではあつた。

明治四十一年九月七日「小学校令施行規則」の一部を改正して、教授用の仮名及びその字体、字音、仮名遣いや漢字に関する規定も、はつきりさせた。

又この年十月十三日戊申詔書を下し賜う。

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將、ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ愛ニ益国交ヲ修メ友義ヲ悖シ列国ト与ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠沢ヲ共ニセムトスル固ヨリ内国運ノ発展ニ須ツ戦後日尚浅ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠実業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ実ニ就キ荒怠相戒メ自疆息マサルヘシ抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル国史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ誠ヲ輸サハハ國運発展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ処シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇會ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ対揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

義務教育年限延長の時から本県小学校の発達は逐年増加したその数字表

年次	学校数		教員数		児童数	
	尋常	高等	男	女	男	女
明治四十年度	三五七	一一	二、〇〇〇	男女二、四五六	男女二、四九八	九八七
同四十一年度	二五二	八	二、三四四	二、七〇八	一一二	六八四
同四十二年度	二三八	七	二、三三〇	二、八八八	一三一	六四二
同四十三年度	二二五	三	二、四四四	三、〇〇四	一四〇	八〇二
同四十四年度	二二七	三	二、五〇〇	三、一八九	一四五	〇一四
大正元年度	二二二	五	二、五五六	三、五三三	七〇三	七、三三三
同二年度	二〇七	五	二、二六二	三、四三三	七一一	六、四三三
同三年度	二〇一	五	二、二六八	三、五七〇	七三二	六、六六六
同四年度	一九四	六	二、二七七	三、五七〇	七四六	六、三〇四
同五年度	一八三	六	二、二八八	三、六〇六	七八七	六、三六六
同六年度	一七六	二	二、二九一	三、六三〇	八三〇	六、五七七
同七年度	一六九	二	二、二九八	三、五五五	八四四	六、〇六六

大正八年度	私一六三	二	三〇五	三、四三	六、五五	三、三六	三、三六
同九年度	私一四五	二	三三三	三、四三	一、〇六	六、八六	三、三三
同十年度	私一三八	二	三三〇	正教員 三、三六 外教員 三、三六	七三八	尋常科 三、三三 高等科 三、三三	三、三三
同十一年度	私一三一	二	三三九	正教員 三、三九 外教員 三、三九	八〇〇	尋常科 三、三三 高等科 三、三三	三、三三

幼稚園について参考までに

明治三十二年六月二十八日「幼稚園保育及設備規程」が定められた。三十三年八月の「小学校令」及び「同施行規則」には幼稚園及び小学校に類する各種学校のこと規定してある。その規定によると、幼稚園は満三才より尋常小学校に入学するまでの幼児を保育するを以て目的とし、保育の項目は遊戯・唱歌・談話・手技とし、保育時数は食時時数を合せて一日五時以下、一園の児童数は百人以下（特別は百五十人まで）保姆一人の保育する幼児数を四十人以下としてある。

本県では明治四十年七月に私立高山幼稚園が嚆矢である。次いで四十一年に岐阜市今泉に私立岐阜幼稚園が創立された。

年次	園数	保母	園児男	同女
明治四十一年	二	七	不明	同上
同四十二年	二	六	不明	同上
同四十三年	二	四	三九	三九
同四十四年	二	四	七八	六一
大正元年	一	四	五〇	七一
同二年	一	二	三六	二一
同三年	一	三	七一	五〇
同四年	三	九	二〇一	一一〇
同五年	三	八	一〇八	六五
同六年	三	七	一五九	一〇五
同七年	四	八	一一二	七九
同八年	四	九	一三七	一一七
同九年	六	一四	二〇一	一四八
同十年	四	一一	一六三	一一二

県立中等学校

高等普通教育の必要を自覚する者が、争ってその子弟を中学校に入学せしめるようになり、中学校の入学志望

者は年と共に増加し、既設の四中学校では到底志望者を収容しきれず、入学難ということが教育上憂慮すべき大問題となったので

- 大正九年四月 武義中学校 本巢中学校 を
- 同 十年四月 海津中学校 を
- 同 十一年四月 恵那中学校 を 新設した。
- 同時に定員を増加した。
- 岐阜県立岐阜中学校 八五〇人（三年度より、二〇〇人）
- 同 大垣中学校 七五〇（同右）
- 同 東濃中学校 五〇〇
- 同 斐太中学校 五〇〇
- 同 本巢中学校 七五〇
- 同 武義中学校 七五〇
- 同 海津中学校 五〇〇
- 同 恵那中学校 五〇〇

高等女学校も同様に増設

- 大正五年四月 県立加納高等女学校
- 同 六年四月 高山町立実科高等女学校

- 同 七年四月 八幡町立八幡実科高等女学校
- 同 十年四月 関町立関実科高等女学校

海津郡立海津高等女学校
本巢郡立本巢高等女学校
羽島郡立羽島実科高等女学校

大正十二年四月より郡制廃止法適用によって郡立学校は県に移管されることになった。

羽島高等女学校 海津高等女学校
本巢高等女学校 武義高等女学校

師範学校も改正に則って「子科及本科」「講習科」本科を一部・二部とし、一部は修業年限を四か年、二部は一か年とする。明治四十四年四月には「女子師範学校」を新設して女子部を分離した。

各種実業学校も土地の情況により郡立で開校せられたが関係が少ないので今次調査を省略する。

図書館

明治三十二年十一月十日勅令を以って「図書館令」が公布されており、公衆の閲覧に供する運びには至らな

つたようである。本県の明治末期の図書館をながめてみると次のようである。

館名	所在地	創立	和漢書	洋書	閲覧人 員年
私立岐阜県教育会図書館	岐阜市司町	明治十五年	四〇〇	二〇	八、五
公立菅田町立図書館	武儀郡菅田町	同 十五年	三〇	二六	五八
公立済美図書館	惠那郡蛙川村	同 十五年	一〇	〇	〇
私立大橋図書館	海津郡海西村	同 十五年	一五	三五	〇
同郡上郡教育会附属図書館	郡上郡八幡町	同 十五年	〇	〇	〇
私立郡上図書館	郡上郡八幡町	同 十五年	二〇	三三	〇
同大垣町教育会図書館	安八郡大垣町	同 十五年	五三	二九	〇

第二節 稲葉郡の小学校

大正末期に稲葉郡は二十九町村あり。各小学校の沿革を略記する。

岐阜県師範学校附属小学校 (加納町)

明治六年岐阜県師範研修学校が大垣町に創立せられた際、同町興文小学校を附属小学校とし、同十年厚見郡今泉村(現岐阜市今泉)に移転と共に、小熊・今泉両小学

校を附属小学校に充てたが、同十三年に始めて附属小学校を新築した。同二十六年六月始めて単級編制の尋常科を設けた。三十二年四月本校と共に加納町に移り、一時沓井小学校の一部を尋常科仮教室に充てたが、同年十二月校舎が完成したので移転した。同四十一年四月高等科に第三学年を設けた。同年七月盲啞児童教育を開始したが四十四年三月これを廃止した。

加納尋常小学校 (岐阜県女子師範学校附属小学校代用) (加納町)

明治五年九月創立、曲成義校と称した。明治十五年沓井学校と改称。同三十年四月一日加納尋常小学校と改称した。同三十五年九月岐阜県師範学校附属小学校代用として仮用せられた。同三十八年四月に高等科を併置。同三十九年十一月商業補習学校を附設。同四十四年四月、二学級は岐阜県師範学校附属小学校代用、八学級は岐阜県女子師範学校附属小学校代用として仮用せられ、大正三年四月、改めて岐阜県女子師範学校附属小学校代用となった。

本荘尋常小学校 (本荘村)

明治六年四月本荘村字鎌屋妙園寺に学校を創立し、成物学校と称した。同三十四年七月字鳥屋に校舎を新築した。同四十五年五月農工補習学校を附設し、大正八年四月高等科を併置した。

三里尋常小学校 (三里村六条)

明治六年十月創立、聞々義校と称し、同十月四月聞々学校と改称した。同二十五年四月三里尋常小学校と改称した。大正五年四月高等科を併置し、大正七年四月農業補習学校を附設した。

鏡島尋常小学校 (鏡島村鏡島)

明治六年五月創立、甘棠義校と称し、同十二年三月鏡島学校と改称した。同三十一年四月江崎学校と合併し、鏡島尋常小学校と改称。同四十二年四月高等科を併置し、大正五年四月農業工業補習学校を併設した。

島尋常小学校 (島村北島)

明治六年四月創立、集成義校及び正修学校と称した。

同十年分離して集成・八宝・正修の三校とした。その後又分離して、西島・東島・萱場・且島・近島・早田の六校となった。同三十年七月六尋常小学校を併せて、島尋常小学校と改称した。同三十三年六月高等科を併置。同三十八年四月農業補習学校を附設した。

市橋尋常小学校 (市橋村爪)

明治六年四月、迎曦学校・淇澳学校を創立した。その後町村合併の結果併合して、市橋尋常小学校と称した。大正七年四月高等科を併置し、大正十年八月農業補習学校を併設した。

且格尋常小学校 (日置江村日置江)

明治六年六月創立、且格義校と称した。後且格学校と改称し、又改めて且格小学校と称した。同十九年尋常・簡易の二科を併設したが、間もなく簡易科を廃し、同二十八年高等科を併置した。同三十六年農業補習学校と裁縫補習学校とを附設した。

佐波^{高等}尋常小学校 (佐波村佐波)

明治六年三月八日創立、尚文義校と称した。同八月一月寄命義校と合併した。同十九年簡易科小学校と称した。同三十年高桑村を合併して、同校を分教場とした。同三十四年佐波小学校と改称し高等科併置、同三十九年裁縫補習学校を附設したが、大正十一年三月之を廃して、農業補習学校を併置した。

鶉^{高等}尋常小学校 (鶉村屋敷)

明治六年七月十日創立、研学義校と称した。同九年一月鶉学校と改称、同二十三年鶉尋常小学校と改称した。大正五年四月八日高等科を併置、同十年四月八日農業補習学校を併置した。

西部^{高等}尋常小学校 (西部村観音)

明治六年扱英・培園の二校を創立した。明治十六年十一月、この二校を合併して西部学校と改称した。同二十三年十月西部尋常小学校と改称。大正五年四月一日高等科を併置した。

厚見^{高等}尋常小学校 (厚見村上川手)

明治四十五年四月二十五日、川手尋常小学校と日新尋常小学校とを併せて、厚見尋常小学校と称した。大正二年十一月二十一日、農業補習学校を併置、同五年四月十一日高等科を併置した。

長森^{高等}尋常小学校 (南長森村切通)

明治六年創立、同三十年七月、日彰・長森両尋常高等小学校を合併して、長森^{高等}尋常小学校と改称し、大正五年九月農業補習学校を併置した。

北長森^{高等}尋常小学校 (北長森村野一色)

明治六年五月十日創立、同三十年十二月元北一色・北海道の両校を合併し、北長森小学校と称した。同三十八年五月高等科を併置し、大正七年三月農業裁縫補習学校を併置した。

那加^{高等}尋常小学校 (那加村山後)

明治三十年四月、長塚・前洞・洗心の三校を併合して

那加尋常小学校と改称し、同三十四年四月高等科を併置し、同四十二年六月裁縫補習学校を、大正三年四月農業補習学校を附置した。

日野^{高等}尋常小学校 (日野村西附戸)

明治七年三月創立、果能舎と称した。同九年九月果能義校と改称し、同十九年九月簡易小学校と改め。同二十四年四月日野小学校と改称した。大正五年三月十六日高等科を併置し、同四年四月農業補習学校を併置した。

更木^{高等}尋常小学校 (更木村小佐野)

明治二十六年四月、羽栗郡下中屋村(後羽島郡中屋村)敬恪小学校より分離し、大正六年四月高等科を併置し、明治三十九年十一月農業補習学校を附置した。

前宮^{高等}尋常小学校 (前宮村前渡)

明治六年二月十五日創立、不悌学校と称した。同十六年時習小学校と改称し、同二十六年七月前渡小学校と改めた。同三十五年七月前宮小学校と改称し、同時に農

業補習学校を附置し、同四十三年四月高等科を併置した。

鶉沼^{高等}尋常小学校 (鶉沼村)

明治六年北校を創立、同八年南校設置、同二十七年両校を併合した。同二十九年高等科を併置、同四十年裁縫専修科併置、同年農業補習学校を附置した。大正五年裁縫専修科を廃し、農業補習学校の女子部とした。

各務^{高等}尋常小学校 (各務村各務)

明治六年三月三十日創立、三省義校と称し、同十四年各務小学校と改称した。同四十三年四月高等科を併置し、同三十九年五月二十四日農業補習学校を附置した。

蘇原^{高等}尋常小学校 (蘇原村野口)

明治六年一月十五日創立、和親学校と称し、同二十七年一月十二日蘇原尋常小学校と改称した。同三十年十一月高等科を併置し、同三十六年五月二十三日裁縫補習学校を附置し、大正四年四月農業補習学校を附置した。

岩^{高等}尋常小学校 (岩村岩田)

明治六年十一月創立、小心学校・推循学校と称し、同二十三年岩田及び岩滝尋常小学校と改称した。同四十二年十二月十五日両校を合併し岩尋常小学校と改称した。大正五年三月二十九日農業補習学校を附設し、同八年四月高等科を併置した。

芥見^{高等}尋常小学校 (芥見村芥見)

明治六年六月創立、不徳舎と称し、同十三年九月高等中等初等の三科を置き、同十九年十一月尋常簡易両科を置いた。同二十六年九月高等科を併置し、同三十六年七月裁縫農業補習学校を附設した。

木田尋常小学校 (木田村木田)

明治六年五月下尻毛に創立、教育学校と称し、同二十四年現校地に移った。同二十五年二月木田尋常小学校と称した。

黒野^{高等}尋常小学校 (黒野村古市場)

鷺山^{高等}尋常小学校 (鷺山村正木)

明治二十三年八月創立、同四十四年六月農業補習学校を附設し、大正五年三月高等科を併置した。

則武^{高等}尋常小学校 (則武村本郷)

明治六年九月創立、敵蒙学校と称し、同十九年四月則武尋常小学校と改称した。同四十五年三月農業補習学校を附設し、大正四年五月高等科を併置した。

長良^{高等}尋常小学校 (長良村長良)

明治六年三月創立、同九年長良・梅子・山崎の三校を分設した。同三十一年四月三校を合併し、長良尋常小学校と改称した。同三十三年八月高等科を併置し、同三十九年実業補習学校を附設した。

大正十二年十二月二十八日岐阜県教育会発行
岐阜県教育五十年史による



大正14年 桃春院

明治三十年四月、黒野小学校御望小学校を合併して、

鷺飼小学校と称し、同三十一年二月黒野小学校と改称した。同四十一年四月農業補習学校を附設した。大正四年四月高等科を新設した。

常磐^{高等}尋常小学校 (常磐村打越)

明治六年七月創立、效明義校と称し、同七年效明学校と改称し、同二十四年打越小学校と改め、同三十年常磐尋常小学校と改称した。同三十五年九月十六日高等科を併置し、大正三年四月六日農業補習学校を附設し、同六年四月十日裁縫補習学校を附設した。

方県^{高等}尋常小学校 (方県村安食)

明治六年八月創立、謹申学校と称し、同三十四年方県尋常小学校と改称し、同三十八年農業補習学校を附設した。大正二年四月高等科を併置した。同三年四月補習学校に裁縫科を附設し、同六年六月高等小学校補習科を併置した。

第七期 大正末期と昭和初期時代

第一節 自由主義教育

自由主義教育は大正末期から芽ばえ、小学校教科書の修正があった。これを第三期修正といった。一年生の国語教科書に

ハナ ハト マメ マス ミノ カサ カラカサ
の単語から始めた。県下各小学校の施設も整い、いわゆるのんびりと春の気持ちで教育をすすめ、夏によく伸び繁茂して花を咲かせ、秋の稔をよろこび、冬に収めるという形であった。

第二節 国家主義教育

昭和時代に入るや専ら国家主義教育がすすめられ、忠国愛国思想の強化に専念したといえよう。同八年に第四期小学校教科書の修正が行なわれ、始から文章化したことが見どころであろう。

一年生の国語教科書第一頁が
サイト サイト サクラガ サイト

ススメ ススメ ヘイタイ ススメ

これである。威勢のよい兵隊の絵の上に二頁にわたって進め進めは軍国主義を如実にあらわしている。

同十年には青年学校令が公布せられ、十三年には義務制となった。大学・高等学校・中等学校・小学校の男子にはすべて軍事教練が義務づけられ、中等学校以上には配属将校が配置せられて軍事教育の時間を設けられる。小学校の高等科卒業生男子は在郷軍人を指導員として、年間一〇〇時間の軍事教練を義務づけられ、徴兵検査にむかうのである。各工場や事業所も同様に訓練所を設立して青年の軍事教練を実施した。

この訓練こそ国民皆兵を実現したものである。

第三節 戦争時代 戦事教育令

昭和十二年七月日支事変は火蓋を切った。

老も若きも、男も女も戦争一色に塗った。明治初年以來親しまれてきた「小学校」の名前が、昭和十六年に「国民学校」と改称せられたが、その必要があったのだろうか

か。(終戦後数年にしてもとの小学校にかえる)
この年第五期教科書の修正があった。

十七年には学徒動員令が発せられて、中等学校以上の学徒は動員されて、従軍したり、軍事工場に働いたり、本務の勉強から遠ざかってしまうやら、大学・高校の卒業を前年九月に繰り上げるやらで、当局もあわてふためいたといってもよからう。

十九年には学童疎開が始まって国民学校三年以上六年までの縁故先のない児童を集団疎開といって田舎の山中につれ込んで空襲から逃れさせようとする手段をとったことなど、親と子の心の中いかにばかりといいたい。その数全国で四十五万とっていた。

二十年には決戦教育措置要綱の決定を見、国民学校の初等科を除いて、授業を一年間停止することにした。

戦争教育令こそ教育の機能を失ったのである。

昭和二十年八月十五日 終戦

新日本建設の教育方針に立ち変わるので前編を終わります。



昭和18年 木曾川原の開墾

教育通史(後編)

戦後より現代まで

(文責 永井弘道)

戦後の小学校教育

○教育改革と小学校

昭和二十年八月の終戦は、日本の政治・経済・文化等あらゆる分野にまだかつて見られなかつた著しい変革をもたらした。教育についても、教育理念、学校制度、教育行政等すべての点に明治五年の学制以来の大改革が行なわれることとなった。

文部省は同年九月、終戦後のわが国の新しい教育方向を示すものとして、「新日本建設の教育方針」を公表した。

これは従来の軍国的思想および施策を払拭し、平和国家の建設を目的として国民の教養を深め、科学的思考力を養い、平和を愛好する民主主義国家の建設に寄与することを主たる内容とするものである。

一方、連合国軍最高司令官は、同年十月二十二日、「日本教育制度に対する管理政策に関する指令」を発し、教育に関する占領政策の基本方針を明らかにした。

翌二十一年四月には第一次米國教育使節団が来て、その報告が出された。学校制度については六・三・三制を

採用し、教育行政については地方分権制を勧告した。

又文部省は同年五月、「新教育指針」を明らかにし、軍国主義および極端な国家主義の除去、人間性、人格、個性の尊重、民主主義の徹底、平和的國家の建設などがかかげた。これらが終戦後における教育改革の思想的な基盤を確立したものである。

前記使節団の帰国後、同年八月、内閣に教育刷新委員会が設けられ、わが国の教育に関する重要事項について審議を重ね、三十五件に及ぶ建議をおこなった。文部省はこれに基づき、教育制度の改革に着手した。

昭和二十二年三月に教育基本法および学校教育法が制定され、ついで二十三年七月に教育委員会法、二十四年一月に教育公務員特例法、二十四年六月に社会教育法等相次いで制定された。

○学習指導要領のうつりかわりとその内容

1. 昭和二十二年の特色

イ、社会科の誕生であつて、学習領域は、修身、国史、地理をあわせたものでなく、人間の営みのあらゆる社会事象を含むものである。

ロ、家庭科の誕生、従来の女子だけに課した裁縫、家事と違い、男女共に課し、望ましい家族関係の理解と家族の一員としての責任の自覚のもとに、家庭生活に必要な技術を修めて生活の向上を図る態度や能力を養おうとするものである。

ハ、自由研究の設定、児童の自発的な活動を促すために各自の興味と能力に応じて、教科の発展として行なう行動や学年の区別をはずして同好者の行なうクラブ活動や当番や学年委員としての仕事など教科の活動ではじゅうぶんに行なうことのできない自主的な活動を教師の指導のもとに行なうための時間として設けられたものである。

ニ、教科の内容について、かたかな先習から、平仮名先習になったこと、毛筆習字の必修を廃止して、新たにローマ字学習を課した。

ホ、授業時数について、従来の週あたりから、年間総授業時数に改められ、弾力性をもたせ、地域や学校の実情に即応できるようになった。

2、昭和二十六年の改訂

別教育活動および学校行事等のいわゆる四領域によつて編成すること、授業時数については、各教科学年ごとに年間最低授業時数を明らかにすることなどの改正がおこなわれた。

なお今回の改訂の基本方針は児童の心身の発達を考慮し、我が国の実情を勘案して行なわれた。特に独立国家の国民としての正しい自覚をもち、個性豊かな文化の創造と民主的な国家および社会の建設につとめ、国際社会において真に信頼され、尊敬されるような日本人の育成を旨とすることとした。このような基本方針のもとに次のような具体的な改善方針があげられた。

イ、道徳教育の徹底

従来の学校教育全体を通じて行なうという基本方針は変更せず、これを徹底するために新たに道徳の時間が特設され、継続的に道徳の指導が行なわれることとなった。

ロ、基礎学力の充実

小学校においては特に、国語、算数等の内容の

イ、教科の時間配当の改善

これまでの総授業時数を、教科の領域を次の四つにして、比率をもつてあらわした。

国語と算数、社会と理科、音楽と図画工作家庭体育で一例をあげるなら、

体育では一、二年一五%、三、四年一〇%、五、六年一〇%というようにしたものである。

ロ、道徳教育について、これは学校教育のあらゆる機会をとらえて指導すべきであるとし、社会科を始め各教科の道徳教育についての役割を明らかにし、相互の関連を図った全体計画の作成を強調した。

ハ、毛筆習字、家庭科については存置し、その性格、取扱い方を明らかにした。

ニ、自由研究を整理して、教科書以外の活動として新たに設けた。

3、昭和三十三年の改訂

小学校教育課程に、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育の各教科、道徳、特

充実を図り、その指導時数を増加した。

ハ、科学技術教育の向上

算数、理科の充実を図り、世界的趨勢にあった科学技術の進歩に応ずることのできるようにした。

ニ、地理、歴史教育の改善と充実を図った。

ホ、情操の陶冶、身体の健康安全の指導の充実。

ヘ、その他小中学校間の一貫性を図ること。各教科間の関連を図ることなどが強調された。

その後昭和三十六年から全面的に実施されたが、実施後の状況は、特に道徳教育について地域により格差がみられ、又実際の指導の面でも教材の不足などの問題が生じてきた。文部省は推進校の設置とか、資料の配布、現職教育等の方策をとり、道徳教育の充実振興を図った。

4、昭和四十六年の改訂

イ、改訂の基本方針の一つに、指導内容として義務教育九年間を見とおし、小学校段階として有効、適切な基本的事項を精選すること、この場合とくに時代の進展に必ずと共、児童の心身の発達

段階に即するようにすること。

又調和と統一のある教育課程をという点からは、教科および道徳とあいまって人間形成の上から重要な教育活動を総合して、新たに特別活動という領域を設け、四領域を三領域とした。

ロ、授業時数についても、年間標準授業時数を示すという新しい考え方がとられている。

又授業は年間二四〇日以上行なうように計画することとしている。なお標準授業時数をいうことで、各学校に創意と工夫の余地が与えられることになった。そして教科および道徳の授業の一位時間については、四十五分を常例とするが四分とすることも考慮し、学校や児童の実態に即して適切に定めることとしている。

以上、法にもとづいての変遷の概要を記したが、武器を捨てて二十余年の小学校教育のあり方については、予測のできない改革につぐ改革で漸くおちつきをとりもどしたといえるかと思う。一例を教職員にとっても、戦争終結をいや敗戦直後は担任ひとりりをさがすに学校長が何

日もかかって、父兄に頼み、本人の了承を得てまかされたようなことがつづいたものだ。高等学校の卒業資格さえあれば誰でもよろしいというわけで、指導力は極めて低かったと思う。今日では短大が基礎資格となり四年制大学卒ではじめて一人前ということになって、今昔の感が深いものがある。勿論本人の教育に対する熱意と努力によって通信教育や実務年数を加味して、四年制大学卒と同等の資格を与えられる制度もある。

子どもの方も体格は逐年向上の一途をたどっているが満ち足りた経済事情のためか、体力はむしろ低下の方向をたどりつつあることも否定できない事実である。

精神面についても忍耐とか努力といった面では背すじの寒くなるような状態である。おとなの風潮そのままの感謝の気持ちなどこふく風といったようなことが、今日の若者の思想といったら言い過ぎであらうか。大学生？のゲバ棒に鉄かぶと姿の闘争事件が代表して物語っている。これも戦後の家庭、学校、社会教育の欠陥の一面が出ているのではなからうか。世のおとなたちの反省すべき点であるといいたい。

しかし反面教育の重大性中でも小学校教育の重要性を識者は申すに及ばず、子を持つ親の最大の願いとなって山村、僻地にいたるまで教育優先の考えのもと、施設設備をはじめ、教材教具にいたるまで実によく整備されたことは、子どもたちの幸福の上もないことと思う。

稲羽東小学校においてもこのことは意を強くして言えることと思う。七十年代に生きる子どもたちの将来を願いつつ学校の先生がたにお願いしたいことは、教育を愛する教師本来の姿を子どもにぶちまけていただくことを希望しながら筆をおきたいと思う。

(昭四七、二一、二五)



教育ママさん

“リンチ事件”

が教えたもの

加藤 嘉雄

南軽井沢のあさま山荘でおきた連合赤軍のろう城事件は、最近にないショッキングな出来事でした。平和な山麓の別荘地を一瞬にして恐怖のどん底に落し、日本国中の目をここに釘づけにして、彼らのいう革命とは、何の関係もない人妻を人質に、頑強な抵抗をつづけ、三人の尊い人命をうばい、十数人の負傷者を残して、攻防戦は終わった。

けれども、その後にくどくど発見されたリンチによる虐殺死体の数々を知らされたときには、言いたくない怒りと、彼等の言っている平和とは、革命とは、何と、うすっぺらな何の理念もない、そして現実を忘れた一人よがりのマスターベーションのほかの何ものでもなかったことに、深いいきどおりと、悲しみを心ある人は感じられたことと思います。

自己の主義主張のためには、手段を選ばないことは、

革命家を気どる者のいうことばかも知れないが、革命にはそれなりの条件、ルールがあるはずであります。二十九人の同志が、アジトに起居を共にして、理想境を実現のために、謀議を重ね、約束をかためていたにちがいないが、結局はだれ一人も信ずることもできず、不信の頂点が総括という名の、死のリンチになり、十四人の同志を「死刑」にしても、何のためらいもなく、罪の意識の片りんさえも感ぜず、英雄気どりている「M」「N」という、鬼畜よりもこわいリーダーを見たときに、いったい彼らはどんな星のもとに生を受けてきたのかと、あれみさえも感じないのであります。

人間は、智、情、意の意識をもっていればこそ、万物の霊長といわれ、また「考える葦」ともいわれております。この感覚を失ったら、もはや人間でもなく、単なる生ける殺人マシンのほかの何物でもありません。

金がなければ銀行強盗をもちやり、セックスのためには、フリーセックスと、同志の男女が乱交を重ねている姿を想像したときに、畜生よりも、何よりも劣った地獄絵図ということのほかないであろう。

だれもかれも、何の不自由もない家庭に育ち、両親に大きな期待をもたれて国立大学の難関を乗り切った、いわば社会では、エリートとしての環境に恵まれてきたものであります。

にもかかわらず、自分一人の勝手な考え方で、親の手もとを離れ、自由奔放な生活をおくり、あげくのはて、欲求不満に陥り、その結果が、社会を震撼さす事件を引き起こしながら、平然として生きていられる神経には、まさか、バカか気違いの、何ものでもありません。

息子の行動を世間に恥じて自殺した父親の知らせを受けながら、何の反応も示さない「B」という男、十四人のリンチを命じながら、いまさら取調べ官に対して「自分は死刑になるのでしょうか、ぼくは死ぬのがいやだ」と泣きことを言っている「M」という白痴青年。

人間は、生れおちると同時に、

人命・人権・人格 という、何ものにも犯されない尊いものをもっているはずであります。「汝自当知」なんじみずからまさに知るべし。自己の限界を知り行動することこそ 智、情、意 に生かされていく人間の生活の姿ではないでしょうか。

しかし、こうした彼等の行動の原因を単一的に、彼らの方に求めることには賛成はできかねます。今日の教育そのものが、単なる学校という団体の中で、科学的、機械的に行なわれているところにも問題があるのではないでしょうか。

家庭において、神棚に拍手を捧げることも、仏壇の前に合掌することも捨ててしまった親、謝恩のありがたうも、物に対して勿体ないも忘れてしまった親が、子供を小さい時から勉強、勉強で追いまくり、親が子に求めることしか考えず、子供の大学卒業によって自分の地位を高めたいばかりの下劣な「教育ママさん」はあるまいと思いますが、国立大学の優等生が浅間事件の男性「M」女性「N」です。その父は母は今どんな気持ちで日々を

送っているでしょう。大道を揚々活歩しているのでしょうか。

重ねて申します。子供を勉強、勉強で追いまくり、親が子に求めることしか考えず、自からに問うことを忘れた私たちの教育への考え方に、大きな警告を与えた大事件に思いをいたし、

家庭においても

学校においても

すべての人が真剣に考えてみるべきではないでしょうか。

教育勅語を繙き、味がわかるまで干鰯のようにかみしめるときがこないものかなアと深い思いに沈んでいるとき、同朋新聞からヒントを得て、敢て記事といたしました。



大正12年 不動山頂から東南を望む

第二編

本校の沿革

- 1、歴代校長と恩師
- 2、沿革
- 3、新校舎

（Faint text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is illegible due to fading and low contrast.)





第八代 加藤静雄先生



第五代 永井牛太郎先生



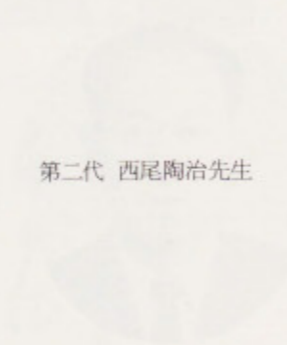
初代 村上元之丞先生
第四代



第九代 平光弥重郎先生



第六代 永田新兵衛先生



第二代 西尾陶冶先生



第十代 杉山真市先生



第七代 横山鳳潤先生



第三代 林清吾先生

第二聯

本對の沿革

昭和十一年
三月
八日
創立



↑ 長瀬寛二先生遺墨の額 (桃春院本堂)



← 鈴木克明先生遺墨の屏風 (五島博氏提供)



第十七代 坂井馨先生



第十四代 坪内弘先生



第十一代 福田大哉先生



第十八代 横幕信夫先生



第十五代 清水彰先生



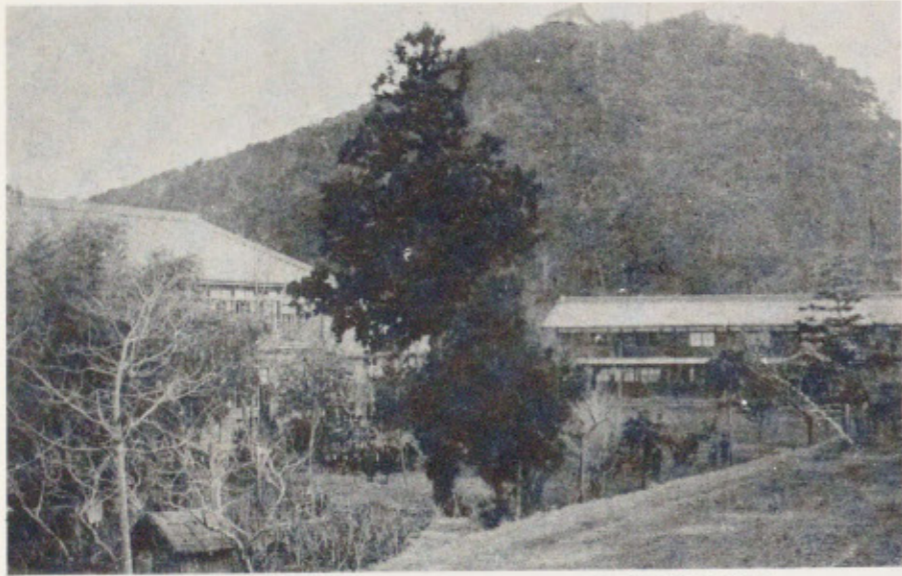
第十二代 牧田芳太郎先生



第十六代 永縄半助先生



第十三代 加藤龍勝先生



明治 大正時代の校舎（堤防上より）東校舎役場と共用
（丹羽久義先生提供）



中校舎（平屋二教室、講堂になる）西校舎（二階建四教室）
（田中 桂先生提供）

悠々翰墨乐餘生

壬子亥江

龍九條 名

加藤龍勝先生提供

古杉地老憶秀賢才
山碧水望
移跡尚時
創設轉懐回

祝世稿創三十五年行式

松嶺言

大正十二年本校五十年祝賀展覽會に出品（加藤嘉雄先生提供）

→ 昭和十八年
木曾川原開墾の児童



← 昭和十八年
運動場に栽培した油菜特設苗圃



→ 昭和十八年
甘藷の苗床と馬鈴薯の栽培
牧田芳太郎先生提供

→ 完成の校舎玄関



← 南門と校舎

→ 不動山を背にする新装の母校
柴山幹夫先生提供



歴 代 校 長

代	氏 名	任 命	転 退
初 代	村上元之丞	明治23年1月13日	明治34年7月27日
第二 代	西尾 陶次	同	同
第三 代	林 清 吾	同	同
第四 代	村上元之丞	同	同
第五 代	永井牛太郎	同	同
第六 代	永田新兵衛	大正8年4月9日	大正8年3月31日
第七 代	横山 鳳潤	同	同
第八 代	加藤 静雄	昭和6年3月31日	昭和6年3月31日
第九 代	平光弥重郎	同	同
第十 代	杉山 真市	同	同
第十一 代	福田 大哉	同	同
第十二 代	牧田芳太郎	同	同
第十三 代	加藤 龍勝	同	同
第十四 代	坪 内 弘	同	同
第十五 代	清水 彰	同	同
第十六 代	永縄 半助	同	同
第十七 代	坂 井 馨	同	同
第十八 代	横幕 信夫	同	同
		45年4月1日	現在



昭和十九年
運動場で日干す供出の桑皮



昭和十九年
全校庭馬鈴薯畑に化す



昭和十九年
供出する二宮金次郎銅像に別れを惜む
牧田芳太郎先生提供

恩師

通番	一	二	三	四	五	六	七	八	九	〇	一	二
氏名	高崎諒三	野々山正山	武山惠淳	永井弘衛	長瀬寛二	村上吉三郎	菊谷喜市	横山栄作	久保田耕作	飯田耕潔	河合敬司	堤信太郎
M	6	6	6	6	6	7	7	8	10	10	11	11
年在	2	2	2	2	2	8	8	3	3	3	4	4
月	2	2	2	2	2	8	8	3	3	3	4	4
M	8	8	8	8	7	7	7	10	10	11	11	11
年任	3	3	3	3	8	9	9	2	7	3	12	10
月	3	3	3	3	8	9	9	2	7	3	12	10

通番

通番	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四
氏名	森榮五郎	小島竹治郎	村上元之丞	鈴木新治郎	村上吉三郎	永井釜太郎	永井鍋太郎	菊谷岩治郎	赤座松太郎	赤座鶴次郎	宮本卯三郎	長瀬啓太郎
M	11	12	12	15	17	17	17	17	17	17	20	21
年在	12	2	2	1	4	8	8	8	8	8	1	12
月	12	2	2	1	4	8	8	8	8	8	1	12
M	12	17	17	17	20	21	21	21	24	24	21	22
年任	1	7	6	8	10	1	1	1	9	11	12	8
月	1	7	6	8	10	1	1	1	9	11	12	8

通番	氏名	在任
六一	丹羽義久	M 38年 3月
六二	清水たい	" 38年 7月
六三	松江操	" 40年 5月
六四	村上忠左エ門	" 40年 11月
六五	永井牛太郎	" 41年 4月
六六	二宮友藏	" 41年 4月
六七	村上忠エ門	" 41年 4月
六八	丹羽久克	" 42年 4月
六九	五島理一	" 42年 4月
七〇	足立尚	" 42年 4月
七一	古田鈴子	" 44年 4月
七二	丹羽勝	" 44年 11月
七三	光田かの	" 44年 11月
七四	永田新兵衛	" 45年 4月
七五	馬淵てる	" 45年 4月
七六	江崎みつ	" 元 13年 4月
七七	足立昌子	" 元 2年 4月
七八	足立肇	" 元 3年 9月

通番	氏名	在任
七九	松田はる	T 3年 4月
八〇	仙石寿克	" 3年 10月
八一	丹羽貞子	" 6年 11月
八二	光田かの	" 6年 11月
八三	後藤政一	" 7年 4月
八四	加藤うら	" 8年 4月
八五	長縄正雄	" 8年 4月
八六	坂井こう	" 9年 3月
八七	石屋良仙	" 9年 4月
八八	飯沼良峰	" 9年 5月
八九	遠藤亮一	" 10年 4月
九〇	小野木紋一	" 11年 1月
九一	坪内一三雄	" 11年 3月
九二	横山鳳潤	" 12年 3月
九三	板橋ラク	" 12年 5月
九四	山口あい子	" 13年 3月
九五	加藤嘉雄	" 13年 4月
九六	山口文子	" 14年 3月

通番	氏名	在任
二五	坪内昌寿	M 22年 8月
二六	永井正夫	" 23年 4月
二七	永井直衛	" 24年 4月
二八	赤座松太郎	" 24年 5月
二九	丹羽弥太郎	" 25年 4月
三〇	丹羽栄次郎	" 25年 4月
三一	丹羽民之丞	" 25年 8月
三二	永井直衛	" 25年 7月
三三	赤座主計	" 25年 11月
三四	永井直衛	" 25年 11月
三五	下村卓彦	" 26年 10月
三六	永井直衛	" 27年 6月
三七	竹山寿夫	" 28年 2月
三八	田中利栄	" 29年 6月
三九	赤座角之助	" 30年 4月
四〇	佐藤惣次郎	" 30年 5月
四一	苧谷栄三郎	" 31年 4月
四二	吉田章	" 31年 12月

通番	氏名	在任
四三	村上文雄	M 32年 1月
四四	村上元之丞	" 32年 4月
四五	永井信二	" 32年 4月
四六	加納秀子	" 33年 11月
四七	井上祐三郎	" 34年 4月
四八	永井信二	" 34年 10月
四九	西尾陶次	" 34年 10月
五〇	丹羽弥曾市	" 35年 4月
五一	高島みさ	" 35年 4月
五二	清水たい	" 35年 9月
五三	井上祐三郎	" 35年 11月
五四	村上元之丞	" 35年 12月
五五	丹羽義久	" 36年 5月
五六	林清吾	" 36年 10月
五七	国枝さく	" 37年 4月
五八	佐藤惣次郎	" 37年 7月
五九	坂井英一	" 37年 7月
六〇	伊東きの	" 38年 1月

通番	氏名	年	月	任	月
一三三	戸谷まさ子	S	12	3	15
一三四	太田千尋	"	12	9	29
一三五	細江ちづ子	"	13	3	14
一三六	杉山真市	"	14	3	16
一三七	竹中光男	"	14	3	16
一三八	栗山輝男	"	14	3	16
一三九	森島登志子	"	14	3	19
一四〇	長繩正秋	"	14	4	15
一四一	坂井利子	"	14	12	17
一四二	山田晃	"	15	3	18
一四三	堀口ちよ	"	15	3	16
一四四	五島政子	"	15	3	20
一四五	花井富士子	"	15	12	17
一四六	福田大哉	"	16	3	18
一四七	永井弘道	"	16	3	18
一四八	小森貞治	"	16	3	17
一四九	足立弘子	"	16	4	17
一五〇	近藤湖一	"	17	3	18

通番	氏名	年	月	任	月
一五一	中野きくを	S	16	3	16
一五二	小野木照子	"	17	3	19
一五三	柴田かよ子	"	18	1	22
一五四	牧田芳太郎	"	18	3	22
一五五	杉山つたゑ	"	18	3	20
一五六	三浦文子	"	18	3	19
一五七	野田観勢	"	18	5	18
一五八	安井広志	"	18	6	18
一五九	水野寿光	"	18	7	21
一六〇	浅野義明	"	18	9	18
一六一	横山昇	"	18	9	19
一六二	三浦津守	"	18	9	19
一六三	渡辺喜美江	"	19	3	20
一六四	田中桂	"	19	3	22
一六五	丹羽光子	"	19	3	22
一六六	永井弘道	"	19	12	22
一六七	浅野夕江	"	20	12	20
一六八	石黒多鶴子	"	20	3	22

通番	氏名	年	月	任	月
九七	遠藤卓朗	T	14	3	14
九八	領家志ずゑ	"	15	3	15
九九	永田栄市	"	15	3	15
一〇〇	五島峻良	S	3	3	7
一〇一	安田猛	"	3	3	7
一〇二	川本新兵衛	"	4	3	9
一〇三	加藤善実	"	4	3	5
一〇四	平光花子	"	5	3	7
一〇五	川島みさを	"	5	3	6
一〇六	永田兵一	"	5	3	7
一〇七	佐曾利千代	"	6	1	6
一〇八	加藤静雄	"	6	3	9
一〇九	杉下雪子	"	6	3	8
一一〇	坂井馨	"	7	3	10
一一一	山幡悟	"	7	3	9
一一二	大堀綾子	"	7	3	9
一一三	小野木正一郎	"	7	4	7
一一四	藤吉正二	"	8	3	3

通番	氏名	年	月	任	月
一一五	奥村照子	S	8	3	8
一一六	水野寿光	"	8	3	10
一一七	平光弥重郎	"	9	3	14
一一八	伊藤康治	"	9	3	11
一一九	国定浜を	"	9	3	20
一二〇	鈴木丈太郎	"	9	3	10
一二一	関谷坦雄	"	10	3	19
一二二	車田美緒	"	10	3	12
一二三	熊沢義雄	"	10	3	15
一二四	平光房江	"	10	3	12
一二五	牧田勇	"	10	3	12
一二六	原吉男	"	10	9	11
一二七	五島兵市	"	10	3	14
一二八	遠藤卓朗	"	11	8	16
一二九	岩佐善作	"	12	3	14
一三〇	今尾義雄	"	12	3	19
一三一	片岡きく	"	12	3	14
一三二	宮崎よしゑ	"	12	3	13

二二二	二二一	二二〇	二一九	二一八	二一七	二一六	二一五	二一四	二一三	二一二	二一一	二一〇	二〇九	二〇八	二〇七	二〇六	二〇五	通番	
石田洋吉	山階博	坪内弘	仲野容子	中村眸	大沢千津子	西尾隆介	日比養太郎	松原一市	深尾憲爾	園部満寿子	小森菊子	横山高樹	加藤茂夫	加藤喜代子	坪内二郎	勝村昭典	安里勉	氏名	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	S	
32	32	32	32	32	31	31	31	31	30	29	29	29	29	28	28	28	28	年	
4	4	4	1	1	4	4	4	4	4	10	4	4	4	11	4	4	4	在	
																		月	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	S
41	35	38	34	47	36	32	36	34	35	31	36	33	32	31	30	31	29	年	
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	3	12	3	3	4	任	
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	3	12	3	3	4	月	

二四〇	二三九	二三八	二三七	二三六	二三五	二三四	二三三	二三二	二三一	二二〇	二一九	二一八	二一七	二一六	二一五	二一四	二一三	通番	
杉山郁男	五島千恵子	山本郁子	森寿子	薰田あや子	小島由一	小島寿一	羽賀朝子	石井博	河田迪也	池田ユリ子	安田恒子	牧田一男	山田啓治	野村孝子	金武孝雄	遠藤嘉雄	小松貢	氏名	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	S	
37	36	36	36	36	36	35	35	35	35	34	34	34	34	33	33	33	32	年	
4	4	4	4	4	4	9	9	9	4	4	4	4	4	4	1	4	4	在	
																		月	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	S
42	38	43	43	40	44	40	35	36	36	39	36	42	37	36	34	33	37	年	
3	3	3	3	3	3	3	11	9	3	3	3	4	3	3	3	3	3	任	
3	3	3	3	3	3	3	11	9	3	3	3	4	3	3	3	3	3	月	

一八六	一八五	一八四	一八三	一八二	一八一	一八〇	一七九	一七八	一七七	一七六	一七五	一七四	一七三	一七二	一七一	一七〇	一六九	通番	
竹山愛子	梅田ふみ子	武山智子	足立秀成	長繩喜久男	木俣重太郎	加藤龍勝	川橋繁雄	足立和子	浦島正	丹羽義郎	小野木金三	田中定子	森島登志子	金森甲子	浅野秀男	丹羽美子	遠藤鈴枝	氏名	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	S	
23	23	22	22	22	22	22	21	21	21	21	20	20	20	20	20	20	20	年	
4	1	8	6	4	4	4	3	3	9	4	4	2	11	9	9	3	3	在	
																		月	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	S
26	27	24	27	26	26	32	22	22	21	21	21	21	24	22	22	34	23	年	
3	3	1	4	4	3	3	4	4	10	5	4	3	3	6	4	3	3	任	
3	3	1	4	4	3	3	4	4	10	5	4	3	3	6	4	3	3	月	

二〇四	二〇三	二〇二	二〇一	二〇〇	一九九	一九八	一九七	一九六	一九五	一九四	一九三	一九二	一九一	一九〇	一八九	一八八	一八七	通番	
富樫政孝	尾関富子	高橋敏子	赤地総太郎	永井寿々	松波常之丞	五島耕一	早川みつゑ	堀春実	遠藤正則	鈴木清子	田中絹子	津田繁子	長瀬美津子	平松泰貞	佐藤伊久子	永井峰子	小島久子	氏名	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	S	
27	27	26	26	26	26	26	25	25	25	25	25	24	24	24	23	23	23	年	
4	4	11	4	4	4	4	8	5	3	3	12	3	3	2	9	4	4	在	
																		月	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	S
32	29	26	31	35	31	28	27	26	25	27	29	26	28	28	25	24	25	年	
3	4	12	3	3	3	3	4	3	4	4	3	3	3	3	12	8	8	任	
3	4	12	3	3	3	3	4	3	4	4	3	3	3	3	12	8	8	月	

薬剤師	"	齒科				
池田美智子	横山要	菊谷好光	永井良一	二宮保直	高崎春太郎	
"	"	"	"	S	M	
38	35	30	26	16	33	
4	4	4	4	12	2	
		"	"	S		
		35	26	16		
		4	3	11		

校 医

通番	二七七	二七八	二七九	二八〇	二八一
氏名	田中瑛子	五島史郎	横山郁子	岡田和子	中村孝
在任	S	S	"	"	"
	46	47	47	47	47
	7	4	4	4	4
	"	"	"	"	"
	45	44	41	45	43
	3	3	3	3	3



通番	二四一	二四二	二四三	二四四	二四五	二四六	二四七	二四八	二四九	二五〇	二五一	二五二	二五三	二五四	二五五	二五六	二五七	二五八		
氏名	酒井要	丹羽江	清水彰	中島良藏	丹羽美子	清水敏男	丹羽ち江	田中英彦	坂井英彦	永繩半助	永井寿々々	岩井三二	松原秀一	後藤カズ子	坂井哲子	赤座好敏	尾関秀一	坂井馨		
在任	S	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
	37	37	38	38	38	38	38	39	39	40	40	40	40	40	40	41	41	42	42	
	4	7	4	4	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	39	37	40	40	46	41	38	40	43	42	43	43	45	41	44	45	47	45	45	
	3	9	3	3	11	3	10	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	

通番	二五九	二六〇	二六一	二六二	二六三	二六四	二六五	二六六	二六七	二六八	二六九	二七〇	二七一	二七二	二七三	二七四	二七五	二七六		
氏名	田島文二	左高英夫	後藤カズ子	黒田有承	中島美津子	堀場徳男	柴山律子	伊藤恭子	柴山幹夫	河合澄夫	坂東チトリ	中村美保子	横幕信夫	遠藤哲夫	林範	野々山武宏	小森邦夫	松田洋典		
在任	S	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
	42	42	42	43	43	43	43	43	44	44	44	44	45	45	45	45	46	46	46	
	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	44	42	42	44	46	44	43	43	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	
	3	8	8	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	